

## 令和5年第4回定例会（第1号）

令和5年12月4日（月曜日）午前10時00分開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 各常任委員会報告  
日程第 4 出納検査報告  
日程第 5 一般質問

### ○出席議員（14名）

議長	14番	木下敏	副議長	13番	川村主税
	1番	澤出明宏		2番	神崎和枝
	3番	江口勝幸		4番	青山金助
	5番	川上弘一		6番	佐々木陵二
	7番	田村敏郎		8番	稲垣明美
	9番	中川友規		10番	平松俊一
	11番	上野武彦		12番	池田誠悦

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 杉原太

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤稔	総務課長	中村雄司
財政課長	青山栄久雄	情報防災課長	庭田昌輝
政策推進課長	花巻亘	税務課長	佐藤恵美子
会計課長	関口順子	住民課長	福川晃也
環境生活課長	村山徳收	福祉課長	谷口真樹
子育て支援課長	川崎恵子	健康推進課長	岩上剛
商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長 與田敏樹

### ○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍楼司	学校教育課長	柴田憲
生涯教育課長	竹内圭介	学校給食センター長	福永崇弘

スポーツ振興課長 高橋雅貴

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 赤石 旭

---

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記 長 中村 雄司

---

○本会議の書記

事務局 長 広部 美幸 書記 山本 翔大  
書記 伊東 宏樹

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

4番 青山 金助 5番 川上 弘一

午前10時00分 開会

---

開 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第4回七飯町議会定例会を開会いたします。

---

町 長 挨 拶

---

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） 議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第4回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度は、新型コロナウイルス感染症が5月に季節性インフルエンザと同等の5類相当に位置づけられ、社会経済活動が大幅に緩和されました。4年ぶりに町内全域でイベントが開催され、特に紅葉の彩る10月には、大沼公園において開催された大沼グレートラン・ウォーク、そして大沼ハロウィンナイトでは、多くの町民はもとより観光客の皆様にお越しいただき、本年度の観光客入り込み数も順調に推移しております。

また、このたびの補正予算の主なものでは、大沼保育園、学童保育所施設の移転に伴う用地造成工事の追加のほか、昨今のエネルギー価格の高騰に伴う各種燃料費及び電気料等について予算計上させていただきましたので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたします議案は、新規条例制定1件、条例の改正議案4件、指定管理者候補者選定議案2件、協定締結議案1件、補正予算の議案6件、諮問1件の合計15件でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

4番 青山 金 助 議員

5番 川 上 弘 一 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

会期の決定

---

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月6日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月6日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

---

諸 般 の 報 告

---

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行

います。

地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3

#### 各常任委員会報告

---

○議長（木下 敏） 日程第3 各常任委員会報告を議題といたします。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

稲垣委員長。

○総務経済常任委員長（稲垣明美） 委員会報告第11号。

総務経済常任委員会報告書。

令和5年6月7日、第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和5年11月14日。

七飯町議会議長、木下敏様。

総務経済常任委員会委員長、稲垣明美。

記。

所管事務調査事項。

- ・役場本庁舎施設の状況について。
- ・課税保留取扱について。

令和5年6月8日、21日、8月7日、9月8日、10月2日、30日、11月14日の7日間、委員会を開催した。

また、10月10日から13日までの4日間、兵庫県上郡町、同県太子町、滋賀県高島市において行政視察を行った。

役場本庁舎施設の状況について。

#### 1、調査の目的。

役場本庁舎施設の状況について、庁舎のこれまでの修繕状況や今後必要とされている修繕箇

所の状況、修繕の事業計画等を把握するため調査を行った。

#### 2、調査の方法。

庁舎の完成から現在までの修繕状況、修繕を必要としている箇所の状況、修繕の事業計画（大規模修繕等に係る事業費含む）、LED化の状況に関する資料の提出を求め、総務課長への聴取を行った。

また、庁舎においてZEB（ゼブ）の改修を行っている兵庫県上郡町及び滋賀県高島市を視察先として訪問し、調査を行った。

ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネットゼロエネルギービル）の略称であり、エネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことである。

ZEB（ゼブ）には、四つのランクがあり、一次エネルギー消費量の低い順から、ZEB（ゼブ）、Nearly ZEB（ニアリーゼブ）、ZEB Ready（ゼブレディ）、ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）となっており、詳細については5ページ記載の〈表4〉のとおりである。

#### 3、役場本庁舎施設の状況について。

庁舎の完成から現在までの修繕状況として、庁舎は昭和59年度完成以来38年が経過し、現在までの修繕費用総額は約6,650万円（年間平均約220万円）、過去10年間では年間平均約430万円となっており、老朽化に伴う修繕箇所の増加により、修繕費用が高額となっている状況である。

なお、過去3か年の修繕状況は〈表1〉のとおりであり、躯体や外壁等の大規模な修繕は未実施となっている。

〈表1〉過去3か年の従前状況です。

今後必要とされている修繕箇所の状況では、事務室天井や壁面において、長雨が続いた際な

どに年に一、二回雨漏りが発生し、また、事務室複層窓ガラス内部において、結露等の影響により白く変色しており、サッシの交換等が必要となっている。暖房用ボイラーにおいては、各種部品の点検の上、1年から3年ごとの推奨期間内に定期交換が必要となっている。また、高圧受電設備は、更新目安となる耐用年数が経過しているため、定期検査時に早期更新の指摘を受けている状況である。暖房用ボイラー及び高圧受電設備についての詳細は、〈表2〉、〈表3〉のとおりである。

〈表2〉暖房用ボイラーの計画修繕（主な消耗部品交換等修繕）です。

〈表3〉が、高圧受電設備（キュービクル）の更新の目安となっております。

LED化の状況については、庁舎内の避難誘導灯及び駐車場照明灯は全てLED化を実施済みであるが、事務室の蛍光灯や水銀灯はLED化に至っておらず、間引きによる点灯や昼休み時間の消灯などにより、消費電力を抑制している状況である。照明器具の不具合や電球切れの場合は、LED電球に適宜交換をしている。

なお、庁舎内の照明器具は、灯具数で1,046台設置しているが、大部分はLED化には至っていない状況となっている。

修繕の事業計画（大規模修繕等に係る事業費を含む）については、七飯町役場庁舎個別施設計画を令和元年に策定し、修繕箇所や重点箇所を定めている。それぞれ設備の耐用年数はあるものの、今後の大規模改修や日々の適正管理等により、建築から少なくとも70年は庁舎を使用することを目指しており、必要最低限の修繕によって、可能な限り長く使用することを基本としている。

今後の修繕においては、限られた財源の中で全ての修繕を行うことは困難であるため、実施年度の調整が必要となっており、修繕の優先順位については、不特定多数の人の出入りがあるという施設の特性を踏まえ、利用者の安全確保や利便性につながる修繕を最優先に行い、耐用年数が経過した設備については、定期検査の結果や劣化状況を確認しながら修繕を進めていく

こととなっている。

なお、当計画における改修費総額は、概算で7億6,000万円を想定している。

また、委員からの質疑では、建築から少なくとも70年は庁舎を使用することを目指している中で、現在、国においても脱炭素化へ向けた取組を支援する補助事業としてZEB（ゼブ）関連の補助事業があるが、それらを含めた補助事業の活用について想定しているかとの質疑があり、総務課長からは、庁舎を長期にわたり使用するに当たり、いずれ修繕する必要があるが、その場合は町の単独費だけでは難しいため、ZEB（ゼブ）関連の補助事業も含めて、有利な財源の補助事業を調査し対応していきたいとの回答があった。また、各施設の個別計画だけではなく、庁舎や文化センター等を併せた修繕計画の策定や庁舎と文化センター、また新築物件を併せた一つの建物として計画し、一部公民連携での運用により利益を生み出せる施設の計画等について考えはないかとの質疑に対し、全国の市町村の事例では、何もないゼロベースから全員でまちづくりを行うという機運によって成功したという事例があり、当町としてもそのような発想も含めて取り入れていく必要があると考えるが、それは役場単体では難しいため、事例のようなまちづくりにおける町内の機運を高め、庁舎修繕にまで議論を飛躍させていくことが望ましいが、現状ではそれまでに至っていない状況であるとの回答があった。

〈表4〉ZEB（ゼブ）のランク区分となっております。

4、事務調査のため委員の派遣を行った。

（1）調査事項。

庁舎ZEB化改修の取組について。

（2）派遣期間。

自 令和5年10月10日、至 令和5年10月13日。

（3）派遣先。

兵庫県上郡町、滋賀県高島市。

行政視察調査。

（1）兵庫県上郡町の概要。

上郡町は、兵庫県の南西部に位置し、東西1

4.3キロメートル、南北10.5キロメートル、面積150.26平方キロメートルとなっており、町域の大半が山地、丘陵地で占められ、海拔300メートルから400メートルの山地が連なっている。また、町の中央部を南北に清流千種川が流れており、町全体が「水の郷」に指定されている。千種川は、全国名水百選に選ばれていることから恵まれた水と肥沃な土地を生かした農業が盛んに行われてきた町である。

(2) 上郡町における庁舎ZEB化の改修の取組について。

① ZEB化改修の概要について。

上郡町役場庁舎は、昭和61年(1986年)の竣工から34年目の令和2年に改修を実施し、空調、換気、照明等における省エネ機器の導入、ガラスの複層化と外断熱による建物外皮性能の向上、太陽光発電と蓄電池の導入等を実施している。

改修に至った経緯では、令和元年度に改修必要箇所の洗い出しを行い、庁舎への実績のあるコンサルタント業者へ相談した際に、複数の補助金活用の提案があり、庁舎内会議においてZEB化に関する補助事業を活用した庁舎改修について決定した。改修に当たっては、他施設の改修検討もある中で、庁舎改修を優先して行うことについて議論はあったが、前年夏季に発生した空調設備の故障や外壁タイル剥離による通行人へ落下の危険性等があり、庁舎利用者への影響が大きいことや補助事業の活用についても、次年度以降の制度内容の変更や継続性等を鑑み、それらを総合的に勘案し、庁舎改修の決定に至っている。

事業者選定については、企画競争入札(プロポーザル方式)によりZEB化改修業務(設計施工一括)及びコミッションング業務(導入設備等の性能検証や追跡調査)の公募を行い、改修内容は、庁舎を運営し施設の機能を維持しながらの改修において、JR東京駅等での施工実績があり、知識や経験に精通している点を高く評価された事業者の選定となった。

改修前は、重油燃料による全館空調だったた

め、1室の会議室使用のために全館空調を行う必要があったが、改修後は、電気式の個別分散方式となったため、会議室やフロアごとに稼働が可能となり、省エネ化に寄与している。また、断熱性能の向上や換気における全熱交換、照明のLED化により発熱がなくなったこと、職員配置や人口密度の見直し等を行った結果、設備容量を55%までダウンサイジング可能となった。これらの改修工事は、庁舎機能を移転することなく、通常業務を継続しながら、休日夜間を中心に行うことができている。

② ZEB化改修の財源について。

事業費は、令和元年度の設計業務及び令和2年度の施工業務を合わせて約4億2,420万円、令和3年度から令和5年度までのコミッションング業務では約420万円となっているが、財源については、国の補助金が約2億3,120万円、地方債(防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債)が1億1,550万円、地方債(一般単独事業債)が5,620万円、一般財源が約2,550万円となり、地方債の交付税措置算入後の町負担額は約1億3,520万円、負担率は約31%となっている。

③ ZEB化改修の効果について。

庁舎改修前3か年エネルギー平均使用状況では、電気及び重油の使用金額が約915万5,000円であったのに対し、改修後の令和3年度においては、重油が不使用化され電気のみとなったが、金額は約420万2,000円で約54%の削減、電気使用量においても約26%の削減となり、年間一次エネルギー消費量、年間二酸化炭素排出量ともに50%以上の削減を達成している。

(3) 滋賀県高島市の概要。

高島市は、滋賀県の北西部に位置し、東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市及び京都府に、北西部は饗庭野、野坂山地を境に福井県に接している。気候は、日本海側に近いことから冬季の寒さは厳しく、積雪量の多い日本海側気候となっており、秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がある。平成17年にマキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭

町の6町村が合併し、高島市として発足した。

(4) 高島市における庁舎ZEB化改修の取組について。

①ZEB化改修の概要について。

高島市は、平成17年6町村合併後、本庁機能については、庁舎本館を含めた3か所に分散していたため、複数の部局と連携した行政サービスにおいて利用者の負担があり、また、災害時における情報収集から災害復旧までの一連の活動に支障があったことなどから、それらを解消するため庁舎整備の検討を行うこととなった。

施工は、既存庁舎でもある本館の改修と、本館の増築部分として新館を建築し、本館は平成5年の竣工から25年経過した平成29年及び平成30年に施工し、新館は平成30年及び平成31年に施工している。改修内容は、空調、換気、照明等の省エネ機器の導入、ガラスの複層化による建物外皮性能の向上、井水熱や地中熱、自然通風換気など自然エネルギーを取り入れたものとなっている。

ZEB化改修に至った経緯では、当初はZEB化の計画はしておらず、温室効果ガス排出の少ない空調設備の導入を中心に検討していたところ、県外である大阪府の設計業者からZEB化の提案があり、その実現に向けては、空調設備の自動制御化、本館照明のLED化、使用エネルギー等の見える化等について施工内容へ追加する必要があったが、温室効果ガス抑制の取組について市民に対し分かりやすく理解してもらえることから、ZEB化の取組を行うこととした。

改修後は、空調負荷の低減対策として、庁舎の高断熱化や複層窓ガラスの設置、ひさしによる日射遮蔽を行い、また、インバーター制御により搬送動力を低減する高効率空調機器や昼光制御システムを伴うLED照明の導入等により、省エネ化を図っている。

②ZEB化改修の財源について。

事業費は、新館増築工事費で18億9,400万円、本館改修工事費で4億7,200万円、設計管理委託費で1億5,200万円と

なっており、財源については、国の補助金ではZEB化に対する補助金が約2億6,270万円、アスベスト除去工事に対する補助金が約470万円、その他合併特例債やふるさと納税基金等を充当の上活用している。

③ZEB化改修の効果について。

改修後、3か年における一次エネルギー消費量の削減率は平均で約60%となっており、3か年いずれにおいてもZEB Ready(ゼブレディ)達成基準である削減率50%以上を達成し、安定した運用を継続している。

5、まとめ。

庁舎は、完成から少なくとも70年使用することを目指しており、既にそのうち38年が経過しているが、これまでの修繕において、直近10年間では多額の費用がかかっており、また、庁舎の躯体や外壁等における大規模な修繕は未実施の上、老朽化に伴う修繕箇所増加や高圧受電設備における早期更新の指摘を受けている状況などから、今後ますます修繕費用が高額となっていくことが予想される。

現在、国において、庁舎改修に関する補助制度はあるが、制度の継続については不透明な状況であることから、ZEB(ゼブ)の取組を支援する補助事業や防災・減災等の各種補助事業等、有利な財源の活用においては、道内だけではなく全国における実績や経験のあるコンサルタント業者から情報収集を行い、早急に補助金等の財源を活用した整備や方法を模索することを望む。

課税保留取扱について。

1、調査の目的。

課税保留取扱について、相続人不明者の町税等滞納状況や固定資産税の課税保留処分取扱要綱等の設置状況、課税保留処分に代わる事務取扱について把握するため調査を行った。

2、調査の方法。

相続人不明者の町税等滞納状況や当町及び近隣市町村における固定資産税の課税保留処分取扱要綱等の設置状況、課税保留処分に代わる事務取扱に関する資料の提出を求め、税務課長への聴取を行った。

また、固定資産税の課税保留に関する規程を設置し、事務運用している兵庫県太子町を視察先として訪問し調査を行った。

### 3、課税保留取扱について。

相続人不明者の町税等滞納状況については、令和4年度納付書未送付分（公示送達）のうち、固定資産税の滞納状況において、平成30年から令和4年度までの滞納件数は245件、滞納金額では636万8,800円となっており、令和4年度末の固定資産税収入未済額の11.2%となっている。

現在当町では、軽自動車税種別割に関する課税保留処分取扱要項は設置しているが、固定資産税に関する課税保留処分取扱要綱等は設置しておらず、課税保留処分に代わる事務処理として、相続人不明者等の場合で現年度分が課税となる者に対しては、公示送達後において、事由が即時消滅に当たる場合は、年度末に不納欠損とするなど措置を行っている状況である。現在、課税保留は地方税法上において明示し法制化されていない状況であることから、当町においても関係要綱等は未設置の状況となっている。

相続人調査では、死亡確認後、戸籍や住民票を調査し、家庭裁判所へ相続放棄の有無について確認を行う。調査完了したのもでも相続放棄等がある場合は、家庭裁判所へ相続財産管理人の申立てを1件ごとに処理するのが通常だが、予納金を負担する必要がある、費用対効果が見込めないことから実施したことはなく、調査が完了しているものであっても毎年課税され、即時消滅しているのが現状となっている。課税保留処分に代わる事務処理の一連の流れについては<表5>のとおりである。

また、委員からの質疑では、これまで課税保留の取組についての議論や他市町村の調査の有無について質疑があり、税務課長からは、過去に議論となり調査を行った経緯はあるが、当時においても地方税法上、明確に法制化されていなかったため、法律の解釈においても事務運用には至らず、断念となった経緯があるとの回答があった。

<表5>課税保留処分に代わる事務処理の一連の流れです。

### 4、事務調査のため委員の派遣を行った。

#### (1) 調査事項。

固定資産税課税保留事務の取扱について。

#### (2) 派遣期間。

自 令和5年10月10日、至 令和5年10月13日。

#### (3) 派遣先。

兵庫県太子町。

行政視察調査。

#### (1) 兵庫県太子町の概要。

太子町は、兵庫県の南西部、播州平野が広がる西播磨地域の一角にあり、東及び南は姫路市、西及び北はたつの市に隣接している。JR山陽本線や山陽新幹線をはじめ、国道2号、国道179号などの主要交通網がめぐり、近畿地方や西日本との広域的な橋渡しの役割を担う町である。

(2) 太子町における固定資産税課税保留事務の取扱について。

①固定資産税課税保留に関する規程制定に至った経緯等について。

地方税法には、課税保留にに関して明示しておらず、法制化されていないが、所有者の相続人が居所不明、または相続人がいない場合等の固定資産税に関しては、家庭裁判所への相続財産管理人選任申立てに係る予納金や事務の負担等を鑑みて、市町村が課する普通税目の規定として定められている地方税法第5条第2項の「市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるもの、その他特別の事情があるものについては、この限りではない。」のただし書きに相当し、費用対効果のないものについては課税しないという解釈の下、課税保留を行っている。

②固定資産税課税保留における事務処理の流れについて。

現所有者の調査では、個人の場合は戸籍等を取得し、相続人を調査の上、家庭裁判所へ相続



放棄の状況を照会する。固定資産税の課税保留に関する調書を作成の上、課税保留を決定し、収納管理室への報告、情報共有を行う。課税保留を決定した資産については、少なくとも年に1回は再調査（実地調査等）を行い、状況等に変化がなければ、次年度も課税保留を継続する流れとなっている。

③課税保留の状況について。

当該規程施行開始から令和5年9月までの課税保留決定件数は20件（個人19件、法人1件）、令和5年度における課税保留継続中の件数については15件となっている。

5、まとめ。

課税保留は、地方税法において明示し法制化されていない理由から、当町では固定資産税に関する課税保留の規定の設置には至っていないものの、一方で軽自動車税に関しては、多くの他市町村と同様に要綱を策定し、事務処理を行っている。また、行政視察先の兵庫県太子町では、地方税法第5条第2項中のただし書きに相当し、費用対効果のないものについては課税しないという解釈に基づき実施していることから、今後は、固定資産税における課税保留の事務運用について早急に検討し、適正かつ公平でより効率的な課税及び徴税業務の推進のため、早急な規定整備を望む。

以上、委員会報告とする。

○議長（木下 敏） これより、議会運営例規第79項の規定により、行政視察研修における報告に限り、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、民生文教常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○民生文教常任委員長（池田誠悦） 委員会報告第12号。

民生文教常任委員会報告書（中間報告書）。

令和5年6月7日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結

果を下記のとおり報告する。

令和5年11月17日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、池田誠悦。

記。

所管事務調査事項。

・社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定について。

・町内の学童保育クラブの現状について。

・町内の保育所、認定こども園の現状について。

令和5年6月8日、23日、7月14日、9月19日、10月3日、11月2日、17日の7日間、委員会を開催し、教育総務課長、生涯教育課長、スポーツ振興課長、子育て支援課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

また、8月3日には北海道伊達市、室蘭市及び恵庭市へ七飯町社会教育施設（体育館・図書館）整備検討委員会の視察に同行し、10月17日から20日までの4日間においては、和歌山県紀の川市、京都府京都市及び滋賀県守山市にて行政視察を行った。

社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定について。

1、調査の目的。

今後建設が検討されている社会教育施設（体育館、図書館）について、整備基本構想・基本計画の策定状況及び現在の七飯町スポーツセンター、図書室の現状について調査を行った。

2、調査の方法。

体育館及び図書館の建設に当たって、施設規模や建設場所、複合施設にするのかといった現段階での町としての方向性が分かるもの、活用可能な補助制度の一覧及び近年の他自治体の事例や傾向について資料の提出を求め、教育総務課長、スポーツ振興課長及び生涯教育課長への聴取を行ったほか、先進地として北海道伊達市、室蘭市、恵庭市、和歌山県紀の川市、滋賀県守山市を訪問し、調査を行った。

3、七飯町スポーツセンター及び図書室の現状と課題について。

(1) 七飯町スポーツセンターについて。

現在、七飯町に設置されている七飯町スポーツセンターは、町民の心身の健全な発達及び体育活動の普及振興を図るため、昭和47年に七飯町民プール、昭和48年に七飯町スポーツセンターが建設され、長い間町民に利用されてきた。

七飯町スポーツセンターの第1体育館の床面積は約1,078平方メートルで、バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面で使用できる大きさとなっており、年間利用者数の推移及び利用種目は、【表1】のとおりである。

また、プールについては25メートルが7レーン設置されており、年間での利用者数は、コロナ禍以前の令和元年では約5,100名で、そのうち授業での利用が約3,300名であった。

スポーツセンター、プールとともに建設から約50年が経過していることもあり、老朽化が著しく施設修繕が多発しており、また、競技スペース、観覧スペースともに不足しているほか、冷房設備がない、駐車場が不足しているなどの課題を抱えている。

【表1】七飯町スポーツセンター年間利用者数の推移及び利用種目です。

(2) 図書室について。

現在、七飯町に設置されている図書室は3か所あり、昭和45年に七飯町図書室（本町地域センター）が開設され、その後、昭和55年に大沼婦人会館図書室、平成6年に大中山コモン図書室を開設し、町内全域での図書サービスを行っている。資料数は、七飯町図書室が2万8,000冊、大中山コモンが8,300冊、大沼婦人会館2,300冊となっている。

七飯町図書室における利用者数は、年間4,500人程度で、65歳以上の利用が約7割、小学生までの親子が3割ほどで、20代や30代の利用はほとんど見られない。

図書の貸出し冊数については、年々減少傾向にあり、平成29年度には2万5,262冊であったが、令和3年度には1万7,259冊と

なっている。その要因の一つとして、若年層の図書離れが考えられ、スマートフォンなどの普及によるデジタルコンテンツの発達に伴い、紙媒体の利用が大幅に減少している。

また、建物の躯体はもちろん、暖房や電気、給排水施設等の老朽化も著しく、改修ではなく改築が必要な状況であること、既に収蔵能力を越す資料が収蔵され、閲覧スペースも含めてスペースが不足していることなどが課題となっている。

4、社会教育施設（体育館、図書館）の建設に向けた整備基本構想・基本計画の策定状況について。

社会教育施設（体育館、図書館）の整備に関し必要な事項を調査検討するため、町や関係団体、体育館・図書館関係者、学識経験者及び公募委員からなる「七飯町社会教育施設（体育館・図書館）整備検討委員会」を令和5年6月に発足し、基本方針や理念、機能、規模、建設候補地等の検討が行われている。

基本構想の策定においては、スポーツセンター、プール、図書館が一つの計画として進められるが、個別に建設を進めていくのか、複数の施設を同時に進めていくのか、複合化することといったことは、今後検討されていくこととなる。

近年の他自治体での事例や傾向として、メインとなる体育館や図書館施設の充実はもちろん、生涯学習施設や子育て支援施設、カフェなどを併設し、複合施設として整備する事例が増えている。その狙いとしては、イニシャルコストやランニングコストの削減、機能の融合による集客への相乗効果といったことが上げられる。

委員からは、検討委員会の今後のスケジュールについて質疑があり、それに対し、12月頃に素案をまとめ、パブリックコメントを実施した上で基本構想等をまとめていきたいと答弁があった。

5、事務調査のため委員の派遣を行った。

(1) 調査事項。

社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構

想・基本計画の策定について。

(2) 派遣日時。

令和5年8月3日。

(3) 派遣先。

北海道伊達市、室蘭市、恵庭市。

①伊達市総合体育館。

平成24年4月にオープンし、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室等があり、メインアリーナの面積は1,847平方メートルで、バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン10面で使用できる大きさとなっている。その上で、地区大会や全道規模の大会等がスムーズに開催されるよう各コート間には十分なスペースを設け、各種競技種目にできる限るの配慮を行っている。また、利用者が親しみやすく、利用しやすい地域に密着した市民スポーツ活動の拠点であると同時に、災害時には避難・救護活動の拠点施設としての役割も持っている。

②室蘭市生涯学習センターきらん。

平成30年12月にオープンし、収蔵能力数4万冊の図書館機能を持つブックパークのほか、子どもたちが遊べるキッズパークや生涯学習を推進する市民活動センター、市民活動を支援する貸館の四つの機能を合わせた複合施設である。

世代や分野を超えた様々な人が「集まり」、「出会う」ことで賑わいの創出や多世代交流の促進などのまちづくりに資することをコンセプトに、四つの機能を緩やかにつなぐことで、複合化の効果が発揮できるような施設配置として、運営においても、それぞれが連携することで協働による地域づくりの実践に結びつけている。

③恵庭市図書館、恵庭分館。

平成30年4月にオープンした公共施設と民間施設による複合施設である。公共施設としては、図書館、学童保育、保健センター、市民活動センター、夜間・休日急病診療所を、民間施設としては、フィットネスクラブとコンビニが設置されている。図書館機能として4万3,000冊の蔵書があり、ICチップの導入によ

り、セルフ貸出しが可能となっており、スタッフが不在となる夜間等においても貸出しを行っている。

恵庭市では、コンパクトな生活都市を基本理念とするとともに、公共施設マネジメントの観点から、駅周辺における公共機能の集約と、民間施設誘致による賑わいの創出が必要と考え、当施設の整備を行った。自宅や学校、職場でもない第三の自分の居場所として居心地のよい場所でありながら、交流の場としても市民に利用されている。

6、事務調査のため委員の派遣を行った。

(1) 調査事項。

社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定について。

(2) 派遣期間。

自 令和5年10月17日、至 令和5年10月20日。

(3) 派遣先。

和歌山県紀の川市、滋賀県守山市。

①和歌山県紀の川市の概要。

紀の川市は、和歌山県北部に位置し、北に和泉山脈、南に紀伊山地を控え、この間を東西に一級河川紀の川が貫流。また、南部からは貴志川が紀の川に合流し、平地はこれら河川に沿って発達している。

温暖な気候と肥沃な土壌を生かした農業が主産業となっており、特に、桃をはじめとした果実の栽培が盛んに行われている。

②紀の川市民体育館について。

紀の川市では、地区40年以上経過した老朽化の著しい体育館及びプールを2015紀の国わかやま国体を機に取り崩し、総合スポーツ公園の拠点となる「市民体育館」として建設を行い、周辺施設を含めた「市民公園」として整備を行った。

メインアリーナの面積は2,052平方メートルで、ハンドボールコート1面、バスケットボール3面、バレーボール3面、バドミントン9面が取れる大きさであり、特にハンドボールについては国民体育大会での受入れや合宿の誘致などで力を入れており、令和5年6月にはハ

ンドボール女子日本代表がオリンピック予選に向け強化合宿を実施している。

メインアリーナには、舞台用の照明やスピーカーも設置され、大きな集会施設としての利用も可能であり、過去にはNHKのど自慢大会や成人式が行われた。

メインアリーナのほか、ランニングコースやサブアリーナ、トレーニング室等を備え、訪問時にはサブアリーナにて子どもたちの体操教室が開催されており、日常的に市民の活動の場として体育館が活用されていた。

また、市民プールには25メートルが8レーンの大プール、スライダーや流れるプールなど、子どもを中心に楽しめる小プールが設置されている。7月1日から8月31日の開所で、令和5年度には、子どもたちの夏休み期間を中心に7,786名の利用があった。

#### ③紀の川市民体育館の管理運営について。

建設当初は直営で管理されていたが、現在は指定管理者による管理が行われており、共同事業体を構成するミズノスポーツサービス(株)によって、走り方教室や健康体操教室など様々なスポーツ教室が開催されることで市民がスポーツに触れ合える機会を数多く提供している。

また、系列企業から安価にトレーニング機器を導入できることに加えて、同社の体系化された教育により、質の高いトレーニングスタッフを配置することが可能となったことで、効果的なトレーニングメニューの提案を利用者に行っている。ほかにも、元プロ野球選手を呼んで野球教室を開催するなど、指定管理者ならではの事業を行っている。

#### ④滋賀県守山市の概要。

鈴鹿山系から流れ出る野洲川が琵琶湖に注ぐ扇状地の南側に位置する。野洲川の流りに沿い、川上から川下にかけて緩やかな斜面を形成するが、標高差は20メートル程度で、ほぼ平坦地となっている。市南部を南西から北東に江戸時代当時の中山道が横切り、江戸時代には主要な宿場として栄えたことから、今でも旧中山道には昔ながらの家並みが残っている。

#### ⑤守山市立図書館について。

守山市立図書館は、旧施設の雨漏りなどの老朽化や駐車場、図書館のスペースの不足といった課題を解決するため、平成30年に「本と人が出会い人と人がつながる知の広場」をコンセプトとして開館した。図書館である「本の森」、文化・芸術・市民活動の場となる「つながる森」、交流・憩い・支援の場である「木もれび広場」の三つの居場所が有機的につながることで、本との出会いをより豊かにし、文化・芸術・市民活動が広がり、人と人がつながっていく図書館を目指している。

「本の森」では、蔵書収容冊数38万冊、閲覧席310席のほか、読み聞かせを行うスペースなど、子どもを連れて楽しめるような場所が設置され、市民がゆっくりと図書に触れ合えるような配慮された図書館となっている。

「つながる森」には、コンサートや講演会が開催できる多目的室やドラムセットなどが用意されたスタジオがあり、特にスタジオは学生への貸出しが多く、ふだん図書館を利用することが少ない若者が図書館を訪れるきっかけとなっている。

「木もれび広場」では、カフェの利用や壁面を利用した展示コーナーにて文化・芸術の作品はもちろん、起業就業支援関係の掲示にも利用され、地域とのつながりを生んでいる。

#### ⑥守山市立図書館の管理運営について。

図書館の管理運営は市が直営で行っており、正規職員9名のほか、会計年度任用職員がフルタイムとパート含めて34名の合計43名で図書館業務を担っている。

また、図書館サポート隊という図書館内での講座の開催や展示会等の企画・主催、お話しボランティアなど、図書館利用を身近にする活動を行う方たちによって図書館利用が活発になっていた。中でも、中高生サポーターによる本の紹介や本の闇鍋という中高生サポーターお薦めの本3冊を中身が見えないようにラッピングし、貸し出しを行うといった特色ある取組が行われていることで、若年層の利用者数増に貢献しており、賑わいのある図書館となっていた。

以上が、社会教育施設（体育館、図書館）整備基本構想・基本計画の策定についてのこれまでの調査報告であるが、今後も調査を継続する必要があることから、所管事務調査を継続することとする。

○議長（木下 敏） 委員長、ここで一回暫時休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。11時10分、再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

常任委員会報告を続けます。

池田委員長。

○民生文教常任委員長（池田誠悦） 町内の学童保育クラブの現状について。

町内の保育所、認定こども園の現状について。

#### 1、調査の目的。

町内の学童保育クラブ、保育所及び認定こども園について、施設への入所状況や利用施設の現状について調査を行った。

#### 2、調査の方法。

町内各施設の耐用年数、使用料の一覧、年齢別の入所者数、施設の新設や改修に使える補助制度等について資料の提出を求め、子育て支援課長への聴取及び現地視察を行ったほか、先進地である京都府京都市の民間施設を訪問し、調査を行った。

3、町内の学童保育クラブ、保育所及び認定こども園の現状について。

#### （1）各施設への入所状況について。

現在、町内には学童保育クラブが9施設あり、そのうち5施設が町によって運営されている。また、保育所及び認定こども園は11施設あり、町営が1施設、民営は10施設であり、そのうち3施設は認可外となっている。それぞれの施設の入所者数は、【表2】のとおりである。

七重小学校及び大中山小学校を学区とする町

営の学童保育クラブについては、入所可能数に対し、それを超える申込みがあったことから、入所を断り、民間の施設を案内しているケースもあった。

委員からは、学童保育クラブには6年生まで入所できるのかと質疑があり、それに対し、定員までの枠が空いていれば受入れは可能だが、現実には3年生までで定員が埋まっている状況であると答弁があった。

【表2】各施設への入所者数です。

#### （2）施設の状況について。

町内各施設の築年数及び耐用年数は、【表3】のとおりである。

特に、町営の学童保育クラブにおいて、耐用年数を超えている施設が多いことから、町内全ての学童保育クラブの施設状況について、現地視察を行った。

視察の結果、新しい施設と古くなった施設との差が激しく、特に本町地区の町営学童保育クラブの老朽化が著しく、施設の安全性に疑問が生じたことから、町長に対し申入れを行うことを決定した。

また、委員からは、耐用年数を超えている施設があるが国や道から指導はないのか、耐震化は考えているのかと質疑があり、それに対し、国や道から特段の指導はなく、適切な修繕を行い利用しているが、耐震化は課題となっており、改修や移転を含めて検討したいと答弁があった。

【表3】は、町内各施設の築年数及び耐用年数の表です。

#### 4、町長への申入れ。

現地視察及び聴取の結果、特に老朽化が著しかった本町地区の学童保育クラブの今後について、次のとおり申入れを行った。

①雨漏りによって屋根が剥がれている箇所があるなど老朽化が著しい上、耐震基準も満たしておらず、児童が安心して通える施設とは到底言えない。

②施設の大きさについて、狭く、児童が伸び伸びと放課後を過ごせる施設とはなっていない。

③施設の所在地について、七重小学校から遠い上、国道5号線や道道七飯大野線といった交通量が多い道路を横断する必要があり、小学校1年生など低学年の児童が通所することを考えると事故の危険性が高い。

これらのことから、いつ、施設に起因する事故が発生してもおかしくない状況であり、移転を伴った施設の建替えは早急に取り進めるべき事案である。速やかに本町学童保育クラブの事案について解決いただくよう申入れする。

この申入れに対し、町長からの答弁は、次のとおりであった。

既存の公民館などを活用して運営しているため、御指摘のような懸念もあると認識している。本町地区学童保育クラブについても、老朽化や施設が狭いことから、民間施設とも連携して待機児童対策を進めているところである。七重小学校敷地内の旧給食センターの活用や建替えも念頭に、財政状況を勘案しながら、利用者の安全確保と伸び伸びと放課後を過ごせる施設整備を検討していく。

委員からは、時期はいつ頃を考えているのか、来年度から行うことはできないかと質疑があり、それに対し、なるべく早期とは考えているが、他地区の学童保育クラブ等の建替えもあり、それに対する補助金の交付等を考えると、来年度は調査という形で進めていきたいと答弁があった。

5、事務調査のため委員の派遣を行った。

(1) 調査事項。

学童保育クラブの現状について。

(2) 派遣期間。

自 令和5年10月17日、至 令和5年10月20日。

(3) 派遣先。

京都府京都市（民間施設御所の杜学童クラブ）。

①施設の概要について。

御所の杜学童クラブは、京都市中心部に位置し、平成30年に定員40名の1クラスで開所。現在は、定員40名の2クラスで、職員は正職員3名、非常勤職員8名が勤務し、毎日8

名程度で運営を行っている。

保育園と同一の建物で併設運営しており、保育園児が昼寝している時間は学童の子どもたちが園庭で遊ぶことができ、反対に、小学生が来るまでの時間は保育園児が学童の教室を使うなど、施設を共有している。施設は、コンパクトではあるが、吹き抜けのホールを中心に開放感のある施設となっており、広く取られた園庭には、木、築山などが整備され、子どもたちが思い思いの遊びに興じることができる施設となっていた。

②施設運営の特色について。

学童を利用する児童の多くは併設の保育園に通っていた児童であり、環境の変化が少なく、また、併設の施設ということで職員同士の連携も取りやすいことから、児童の特性を考慮した対応ができることで保護者も安心して通所させることができている。

学童保育料は、月1万5,800円で、ほかにおやつ代や必要な場合は給食代等がかかり、当町の町営学童保育料7,000円と比較すると高額な印象であるが、保護者のニーズを的確に捉え、保育の内容を充実させることで保護者が納得できる運営内容であった。

その一つが、課外教室の充実である。京都新聞文化センターと協力体制にあり、通常よりも安価な料金で科学教室や体育教室など、様々な教室へ児童が希望した場合には受講できる上、送迎時にはスタッフが引率を行っている。共働き世帯では習い事の送り迎えに苦慮しているケースが多いこともあり、保護者にとって通所させる大きなメリットとなっている。

さらに、併設の保育所にて給食を提供しているため、学童を利用する児童に対しても、新たに設備を導入することなく給食の提供が可能となっており、昼食の用意が必要な長期休暇中や土曜日に学童を利用する際の保護者負担の軽減に大いに貢献していたことは、当町でも参考にすべき取組であると感じた。

6、まとめ。

当町の学童保育クラブでは、放課後から自宅へ戻るまでの時間を安全・安心に過ごしてもら

うことを重要視し、家庭的雰囲気や柱とした保育で、特段の先進的な取組は行っていないのが現状であったが、今回視察した学童クラブでは、保護者が描く子どもの将来像にまで視点を広げて様々な事業を行っており、保護者が求めるサービスを追求していることが感じられた。町営と民間の違い、自治体の規模の違いはあるが、大いに参考にすべきであり、検討の価値がある運営内容であった。

また、町内の各施設について、保育所及び認定こども園については、ほとんどの施設が耐用年数を超えておらず、また、建替えの計画も進められていることもあり、子どもたちが安心して通える状態にあった。

しかしながら、学童保育クラブは、老朽化した施設が多く、子どもたちが安心して下校後の時間を過ごせるよう努めることは町として当然の責務であることから、申入れを行ったとおり、本町地区の学童保育クラブについて建替え等の早急な対応を改めて望み、委員会報告とする。

以上です。

○議長（木下 敏） これより、議会運営例規第79項の規定により、行政視察研修における報告に限り、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 出納検査報告

---

○議長（木下 敏） 日程第4 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 監査報告第10号例月出納検査報告。

今12月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、8月、9月、10月分の3

か月分です。

8月分につきましては、9月26日、27日、28日、29日、9月分につきましては、10月26日、27日、30日、31日、10月分につきましては、11月27日、28日、29日、30日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

---

#### 日程第5

##### 一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第5 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 傍聴にお越しの皆様、動画配信を御覧の皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大綱3問、一般質問を行いたいと思います。

1問目であります。大中山小学校の校舎施設と周辺の交通規制についての質問であります。

大中山小学校は平成30年に最終工事を完了し、現校舎は使用を開始してから5年以上を経過したところであります。

建設計画段階では、地域住民の方々にも様々なお考え、御意見があり、紆余曲折を経てきましたが、現在まで子どもたちも明るく日々の学校生活を楽しんでいるようであり、何よりであると思います。

校舎施設に関して、暖房費や国道に面した駐車場等について、私は問題提起をしてきました

が、特別な調査をすることなく、今日に至っております。

ところが、ここに来まして、当初の想定とは異なる事象が起り、また、設計されていない施設も確認され、さらに、学校駐車場への交通規制が始まった経緯もありますので、以下の点についてお伺いをいたします。

1 点目、屋内体育館の一部と渡り廊下の一部の壁にカビが発生し、除湿器を常時運転しておりますが、効果が現れていないことについて。

2、この除湿作業は、いつから行われていたのかについて。

3、渡り廊下の外側に最終設計に載っていない工作物があり、そこに設置されたポンプが常時運転していることについて。

4、前問のポンプは、いつ設置され、何のために運転されているのかについて。

5、体育館の蓄熱式暖房システムが地下水の影響を受けていないかについて。

6、屋内体育館の換気システムで、吸排気のバランスが取れていないことについて。

7、屋内体育館における暖房時の換気について。

8、屋内体育館の避難施設としての利用方法について。

9、国道に面した学校駐車場の出入り規制を行った経緯について。

10、前問と関わる七飯町出張所と河川管理道路についての質問であります。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） 1点目から7点目までは、私から答弁いたします。

まず1点目、2点目につきまして、屋内体育館の器具庫、体育館と校舎南棟を結ぶ渡り廊下において、夏場の高温多湿の空気の流入により結露が発生している状況にありましたので、令和2年に除湿機、扇風機の設置により空気の流れを作り、除湿を行っています。

設置により状況はよくなっておりますが、完全に対処しきれていないこともありますので、今後も解消に努めてまいります。

次に、3点目、4点目につきまして、周辺の

地下水対策として、渡り廊下のグラウンド側に平成30年9月にポンプを設置しています。

理由としては、渡り廊下の地下ピットに地下水の流入があり、周辺の地下水の水位を下げる必要があったことから設置したものであり、大中山小学校校舎建築工事完了後の設置のため、校舎棟の竣工図面には記載がありません。

次に、5点目につきまして、令和3年11月から令和4年4月まで体育館暖房実態調査を実施した際の調査内容を、令和4年8月23日開催の民生文教常任委員会において報告させていただきました。

その際の調査では、体育館内温度のモニタリング、暖房計器の設定温度の動作、運用状況の確認を行っておりますが、暖房計器の温度設定と地中の蓄熱槽の実温度において差異がないことから、暖房への地下水の影響はないものと捉えております。

次に、6点目につきまして、体育館の換気システムでは、1個のスイッチにより4機の有圧換気扇、4機の電動給気シャッターを連動させ換気を行っております。設置している給気と排気の機器の能力差で若干排気的能力が大きくなっておりますが、これは床下換気を同時に行うため床下からの給気があるためであり、それらを含めてバランスを取っております。

次に、7点目につきまして、体育館の冬期間の換気につきましては、暖房での熱損失を防ぐため、新型コロナウイルス感染症対策以外の有圧換気扇の使用を極力少なくするようにしています。

通常時の換気については、器具庫、ステージ裏、更衣室に設置された7機の換気扇を介し24時間換気を行っております。この場合のアリーナの換気回数は毎時0.17回となり、学校環境衛生管理マニュアルにある二酸化炭素濃度1,500ppm以下に保持するための回数算定において、毎時0.13回を上回っております。コロナ対策としての換気は少なくとも30分に数分程度が必要になりますが、適宜換気扇の利用、窓、入り口の開放により行っております。



以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは8点目、屋内体育館の避難施設としての利用方法について、私からお答えしてまいります。

大中山小学校体育館は、七飯町地域防災計画において指定避難所として指定しており、収容人数は最大で280名となっております。この指定避難所とは、住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在、または自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした避難所となります。

私からは以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 9点目及び10点目につきましては、学校教育課より御答弁させていただきます。

9点目でございますが、議員がおっしゃる学校駐車場とは、大中山小学校前にございます大中山地区多目的広場のことであると思われまので、その前提で御答弁申し上げます。

同広場は、特に登校時間に国道5号の函館方面から右折で入場する車両が国道上で右折待ちをすることで、その左側を追い越す車両が児童の歩く歩道ぎりぎりを走行すること、また、冬季に車線幅員が雪により減少することで追い越すことができなくなり、大川新道が国道に接続する交差点近くまで渋滞が発生する場合があることなどから、大中山小学校や住民課交通防犯係と協議を行い、同広場の国道側の車両出入口については、至近に国道に接続する町道もあるため、交通安全対策として常時進入禁止にしたほうが望ましいと判断し、車両出入口を出口専用とするようお願い看板を今年の9月19日に1基設置したものです。

10点目でございますが、河川沿いの道路につきましては、大中山小学校としては教職員の自家用車と給食運搬車が通行する通路となっておりますが、通学路としては指定してはならず、利用する児童はいないものと考えております。

大中山出張所も含めまして、直近において、

大中山小学校及び教育委員会に対し利用方法等について特段の御意見をお聞きしておりませんが、今後、交通安全に係る御意見が出てきた場合は、児童への指導など交通安全対策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、再質問をらせていただきます。

1点目、2点目は、カビが生えているといっても、ちょっとよく見ないと分からない状況で、今は薄くカビが出ているのですが、今後、黒々としてくる可能性が多分にあると。結構な面積がありますので、今回の質問をさせていただいています。

結局、除湿して幾分改善されたという御答弁でしたけれども、この先、どんどんどんどんカビの面積、それから密度が高くなっていくということに対して、この方法しかないのか。基本的には元を絶つという、なぜカビが生えるのか、それを調査する必要があると思うので、再度答弁を求めたいと思います。

それから、3点目、4点目、これはちょっと再質問の項目が多くなりますので、よろしくお願いいしいと思います。

これは、屋体と校舎の間を結ぶ連絡通路といえますか、渡り廊下のグラウンド側にありますが、その中でポンプが常時動いているということで、私、質問をしたいのですが、これは何か今の御答弁ですと、体育館の工事が終わった後、平成30年9月に渡り廊下の地下ピットで地下水の流入が確認されたため、その対応策としてポンプを設置したという御説明でした。しかし、どうも順番が違うような気がするので、まず地下水の存在、地下水というか地下のピットに水が入ったという理由はなぜなのかということをお伺いしたいと思います。

何で分かったのかもちょっと不思議なのですが、地下水の存在、影響、これが確認されたのは、私が思うには、工事中ではないのか

と思うのですが、全部体育館の工事を終わって、周りの外構工事の埋戻しが済んだ後に分かったという話ですけれども、これは間違いはないですか。まず2点ですね。

それから、このポンプを設置するというのは、どこの考えなのですか。体育館を設計した設計事務所の考えなのですか。これをまずお聞きしたい。3点目ですね。

それと、ポンプを設置したというのは、追加工事なのですか。それとも、新しい工事なのですか。これは完成の設計図には載っていないものですから、全く別に設計、施工、工事発注したということなのでしょうか。それを確認したいと思います。

それから、体育館の工事が終わってからの設置だとおっしゃいましたけれども、電気の配線工事や排水管、これは掘り起こしてみたわけではないのですけれども、流れを見ましたところ、どうも体育館の外づけではなくて、例えば渡り廊下の下をくぐっていたり、何か工事中でなければできないような施工に思われるのですが、これは上から見ただけですので、この辺はどういうことなのかももう一度答弁をお願いしたいと思います。

例えば、工事中に工事日誌、それから打合せ簿、例えば工事写真、こういった記録が残っているわけですけれども、この中には体育館の工事のときに排水をしているという記録は一切ないということでもよろしいのですか。私は、どうしてもこれは工事中からあったものだというふうに理解をしていますので、これは最初から排水をする設計でなければおかしかったのではないかと思います。

というのは、工事中に、例えば設計変更して、きちんと対応するということが抜けていたのではないのかと。工事の引渡しを終わってから、七飯町のほうで工事の対応策をしているというのは、私は筋が違うと思います。これは設計、施工、どちらか分かりませんが、工事の瑕疵担保責任があるのではないかというふうに考えていますが、この点について教育委員会のほうではどのようにお考えなのでしょう。

それから、5点目の蓄熱式の床暖房のシステムですが、今も言いましたように、相当水が出ている状態だと。それから、ちょっと場所が違うのでしょうかけれども、渡り廊下の地下ピットでは水の流入が確認されているということであれば、体育館の床下にも水がたまっている可能性が多分にあるかと思うのですが、この点について影響がないという御答弁でしたけれども、根拠と申しますか、どこかできちんと床下についての調査はされたのかどうか。それについてお伺いをします。

確かに民生文教常任委員会の中での報告では、当初答えられていた電気代の差が埋まりましたが、最終的にはまだ2割ほどの誤差があったと記憶しております。それは、当初は電気代が600万円近くあったものを、トイレの電気暖房だとかそういうものを差し引いていったら、床暖房のシステムとしては、ほぼ設計どおりですというのが民生文教常任委員会で報告されましたが、それにしても2割近く誤差があるというのは、どうもそのときから納得できなかったのですけれども、この点について、もう一度答弁を求めたいと思います。

6点目、体育館の換気システム、これがバランス取れていないということで私は質問しておりますけれども、これは学校現場のほうで体育館の換気は確かにスイッチ一つなのですね。これ一つ押すだけだと。ところが、ある程度時間がたってくると、びびるという言葉当てるのでしょうか、何かいろいろがたがたしてくるのだそうです。

今の御説明では、吸排気のバランスは設計どおり排気のほうを強くしているので、そういうふうになるということが前提どおりだという御説明だったと思うのですが、基本的にどうもそこが納得できないのですよね。例えば床下に換気口が足りなかったりだとか、そういう最初からバランス取れない設計というのがいいのかどうかね。もう少しちゃんと障害のないような設計をすべきではなかったのかなと思うのですが、この点について。

それと、7点目は、このことに関わるわけで

すけれども、熱損失を防ぐために使用を極力少なくしている。要は、換気扇を回す時間を短くしているという御説明でした。これは、コロナ対策のときを抜かしてということでおっしゃっていました。

ただ、常任委員会の報告でもありましたけれども、体育館の温度は相当下げて、今17度に設定して利用するというのを報告されていたのですけれども、温度は下げるわ、換気は少なくするわ、何か最初からおかしいというのは、専門家ではなくても一般的に思うことだと思うのですけれども、その点についてどのように教育委員会というのは取られているのですかね。

私にしてみると、に対する何か でもあるのかなという気がしますので、もう少し普通に暖かい状態でちゃんと換気もできるという使い方、例えばファンの回転数をコントロールするとか、スイッチ一つなものをもっと幾つにも分けて対応するとか、そういうことをちゃんと  に責任取らせるというか、そういう考え方があってしかるべきだと思うのですけれども。

これは8点目も同じですね。280人の方があそこで避難生活を送るという前提ですので、そのときに280人の方が吐き出す二酸化炭素を排出する。それはもうほとんどフルに換気扇を回していなければ駄目だと思うのですけれども。

このときには、蓄熱式の床暖房施設では恐らく寒くていられないと思います。確かに避難計画の中では、補助のストーブを置くという説明を前にされていますが、どうもこの点についても、出だしから何かそういう別なものを置かないと使えない計画になっているというのは、おかしいのではないかと思いますので、これも再度答弁を求めたいと思います。

それと今度、交通規制のほうですが、多目的広場という名前の駐車場ですね。おっしゃるとおり、私、大中山のコンビニの前で毎朝子どもたちの見守りをしているのですが、冬になるとそこまで車が並んできます。原因が何か分からなかったのですけれども、今の説明だと、冬場

に右折車がいて車が通り抜けなくなる、その影響だということ。それであれば、こういう対応の仕方は間違っていないと思います。

間違っていないと思いますが、私は2年ぐらい前ですか、このことに関して質問をしています。横津道路の交差点から始まって大中山駅の交差点までの間にかなり交差点の数があり、その中に押しボタンの信号機もあり、横断歩道もある。これね、一旦全体的にきちっと見直す必要があるのではないですか。

例えば、小学校の正門のところにある信号機、横断歩道を、食堂があるのですが、そちらの交差点のほうに寄せて統一するとか、抜本的にきちっと見直さないと、実際問題、児童を送ってこられた方が横断歩道を渡っている子どもを引っかけたという人身事故も発生していますので、これだけで本当に今後大丈夫なのか、その見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（木下 敏） ちょっと平松議員に申し上げますけれども、先ほど、再質問の中で、

と があったのではないかという、自分の思いとはいうものの、動画でも配信されておりますので、やはりそれはちょっと不適切な発言でないかなと思うのですが、その部分は取り消すという形でよろしいですか。

○10番（平松俊一） 了解しました。

○議長（木下 敏） それでは、先ほどの部分は取り消すということで、その部分は取消して答弁願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） それでは、私からは、1点目から7点目までの再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、校舎のほうに水が入った理由ということでございます。確認をされたのが平成30年8月、9月の段階でございまして、その段では、体育館の竣工が平成28年2月でございまして、その後に地下ピットに水が流入したというものを確認してございます。

続いて、体育館工事内の地下水の状況ということでございます。体育館の工事をした際に

は、その際の前段の設計の、というかその前に、地質のボーリング調査において地下水があるというのがありましたので、設計段階において地下水の想定をした中で工事を行うということになってございました。

工事の際にも、掘り込むことになりますから、それをした際に地下水が出てきたということで、それについては、体育館の工事の周辺に導水管を設置するというのと、体育館の工事現場のところに釜場を設置しまして、そこから建設工事に影響のないように、釜場からポンプによって水を排水したということで工事を行っているものでございます。

ポンプ設置の考え方ということでございます。ポンプの設置については、先ほど来申し上げましたが平成30年9月に、その際に地下水の流入が地下ピットにあったということから、関係3者といいますか町と施工業者、また設計者が協議をしてポンプを設置したということでございます。

追加工事か、また新たな工事かということでございます。体育館の竣工は平成30年2月でございます。引渡しを受けた後にこの地下ピットへの水の流入があったということで、別工事として発注をしているものでございます。

ポンプの設置箇所に電気の配線等が体育館工事の際からされていたのではないのでしょうかという御質問だったと思いますが、このポンプを設置したときには、電気の配線含めて、その際に行ったものでございます。

あと、工事の際の日誌等ということでございます。体育館を整備したときの日誌は、もちろんございます。あと、平成30年9月にポンプを設置した際の調査記録、3者の打合せ等についても別に町のほうでは保存をしていると、確認をしているというところでございます。

続いて、瑕疵担保責任があるのではというところでございます。体育館を整備したときにも地下水対策ということで対策をしながら工事をしているところでございます。今回渡り廊下の湿度が多い部分ということになりますと、校舎の南棟の範囲になります。校舎南棟の工事の際

しては、地下水の影響がなかったということでございます。

ただし、全部の校舎が出来上がった際に、建物周りを含めた地下水の水位が高くなったということから、ピット内に入り込んだものということで私どもは想定してございますが、設計の段については、そのようなものを想定できなかったということもございますので、瑕疵担保責任については、私どものほうではないものと捉えているところでございます。

続いて、今の体育館の床暖房システムに影響があるかというところでございます。床暖房システムでの、先ほど説明しましたけれども、機器の操作盤としての設定温度と、その操作盤には設定温度と地下の温度を上げる暖房システムのところの温度が両方見えるような状況になっていまして、その段では設定した温度と地下のスラブ、温めるところの温度については差がないということから、地下水の影響がない。地下水の影響があれば、現場のスラブが低くなっていくというようなところもあると思いますので、その差がないということから、暖房システムには地下水の影響がないというふうに捉えているところでございます。

先ほど、調査の中で電気料金として当初の設計と実際の電気料に1.2倍ぐらいの差があったということは事実でございます。現状としましては、コロナの対策上で当然換気もしていくことになるということから、当初の設計条件と少し利用の条件が違ってきているというところもあるのではということで考えてございます。ですので、1.2倍という差があるのはについては事実でございますけれども、そういう条件の違うところもあるのかなというところでございます。

続いて、換気の考え方ということで、1個のスイッチによって4個のそれぞれ給気、排気をするということの考え方については、それが妥当なのかということと、床下からの給気を考えると、そこら辺はどうなのでしょうということでございますが、そこら辺も設計のほうで計算された中で今の機器とということでございま

す。また、ほかの事例も含めてそのような換気をしているというところがございますので、御理解願いたいと思います。

換気扇がばたつくというようなお話でございます。私どももこの質問を受けてから、またその前からもですけれども、小学校のほうには状況を確認しているところがございますけれども、小学校のほうでは、そのようなばたつくというのはあまり感じていないようなところもあったのですけれども、そこは、こちらのほうもそこら辺の状況を踏まえて調査をしてまいりたいなと思ってございます。

あと、答弁漏れがありましたので一番最初のお話に戻りますが、カビが生えているという中で、今も除湿機だとか扇風機で対応しているということと、ポンプを設置したことによって建物周辺の地下水の水位が下がっているということから、状況がよくなっているという状況の中ではありますけれども、カビについては全くなくなっていないということでございます。これは夏場の高温多湿な時期において多いこととなりますけれども、そこら辺は、これからも湿気対策、カビをなくするというので現地調査を行いながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、冬季に避難所として使用する場合の暖房についてお答えしてまいります。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、もし冬季に使用する場合で、気温などの状況にもよりますけれども、暖房が不足する場合は、北海道ですとかもしくは協定を締結している企業などからジェットヒーターなどの暖房器具と、必要であれば発電機等の供給を受けて、暖房を補うことを想定しております。また、その場合の換気は、窓や扉を開放しながら十分な換気を行った上で十分な暖を取れるように、見合うことを想定しております。

それで、暖房器具に限らず災害備蓄品全般に言えることなのですけれども、各避難所におい

てどれだけの人数が、どれだけの期間、どのくらいの水準で生活していけるかについては、理想を追求していけば切りがなくて、限られた予算の中の兼ね合いの中でどこかで線を引く必要があると考えております。

そして、このことを検討する際には、町だけで完全に賄えるように全ての備蓄品を持つというのではなく、先ほど言ったように、道ですとか企業から支援を受けることも想定しながら必要最低限の備蓄を進めているところがございますので、初めから何かを置く計画というところにはなりませんけれども、全てそろえているわけではないという計画で進めておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 大中山小学校前の交通安全対策について、横断歩道の移設等も検討すべきではないか、総合的に判断すべきではないかという御質問だったと思います。

ちょっと遡りますけれども、令和3年の秋頃に文部科学省のほうから小学校の通学路の安全点検を実施するよというよ指示がございまして、七飯町教育委員会として小中学校全ての点検を行わせていただいたところです。

そのときに、大中山小学校近辺につきましても、何点か改善案が出ていまして、国道沿いの例えば既存のお弁当屋のところの横断歩道とか、令和4年度に公安委員会等により横断歩道が設置されるなど、様々な対策をしていただいたところがございます。

今回、多目的広場につきましても、車両の出入りに伴って支障があると、交通安全上問題があるということで、ちょっと遅くなりましたけれども、今回看板設置ということで対応させていただきました。

横断歩道の位置もでございますけれども、先ほどの通学路点検でも、特段位置についてのお話はありませんで、私ども、今ある横断歩道の場所を基に今回このような形でまず対策をさせていただいたところということで、まず今現在の状況に合わせて安全対策を取らせていただきま

したということで、今後またいろいろ動きが、支障が出るかもしれませんが、まず、この段階ではこのような形で対策をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。1時再開いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の再々質問より入ります。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 今、10項目にわたって質問しましたが、9項目め、10項目めは、これで終わりにしたいと思えます。残りは、体育館の換気に関わることと地下水の2点について、再々質問していきたいと思えます。

まず、平成28年2月に体育館の工事の最中ですか、これは。渡り廊下の地下ピットに地下水の流入が確認されたとおっしゃいました。私は先ほど、なぜなのかということを知りましたが、明確な答弁をいただいていないように思えますので、もう一度、どういう経緯で地下ピットにその水が入ったのか、これの御説明をお願いしたいと思います。

それと、水のほうの話を先にさせてもらいますと、基本的に、例えば平成28年の地下ピットの排水のことだとかにも、役場、設計業者、施工業者が3者で入って、打合せをして、仮設工事ということですよ。普通の工事には一般的な経費がありますから、その中で排水をしていたのだと思うのですけれども、それが結果的には、体育館全部埋め戻して、それでまた必要だということになった。だから、工事している最中は確かに排水はしていたけれども、工事が終わったので埋め戻せばそれで終わるだろうという判断だったのでしようけれども、結果的には、別工事を発注なさって、今があると。

話の流れとしては分かるのですが、普通に考えれば、5年間にわたって40億円近いお金の工事をした中で、こういう排水を要する事象が起きていたときに、七飯町が別に予算を組んで発注しなければいけなかった理由というのは、どうも合点いかないですね。普通に考えれば、この校舎の工事でこういうことになったのであれば、この校舎の中で対応すべきことであると私は考えるので、一番最初に設計業者に対して瑕疵担保があるのではないかと、責任がね。

なぜかといったら、一番最初に体育館の調査工事をしたときに、ボーリングを2点やっています。このうちの1点は、地中梁のレベルよりもはるかに高い地下水がしっかりと図面に表記されています。ということは、埋め戻した後もその水位はまたあるということですから、当然その水処理をどうするか。これはポンプでなくてもいいのですよ。体育館を造ってから下、のほうの校舎のほうの工事がある、プールの工事があるのですから。必然的に釜場でつくった水をパイプを下のほうに向けておいて、例えばプールの排水管につなぐようにしておくだとかとやれば済んだ話だと思えるのですよ。だから、設計業者が入っていて、何でそれをきちんとしないまんまだったのかが、どうも合点がいかない。

我々が、例えば自分の家ね、何千万円も出して造ってもらった、三十何年のローンを払う。この中でいろいろ不具合が出てきたら、まず大工なり施工業者を呼んで、これ何とかならないのかと。

カビの話もそうですよ。一般開放の人たちが出入りする玄関周り、ちょっと見れば分からないのですけれども、よーく見ると壁全体にいっぱい白いカビがついています。これがだんだんだんだん黒くなってくるのですよ。だから、ペンキ塗って隠すというやり方もあるでしょうけれども、本来何でそんなにカビが生えるのか。

1か所、2か所ではないですよ。ステージの裏もそうですし、器具庫もそうですし、廊下もそう、玄関周りもそう。これはやっぱり喚起

が悪いというふうに普通は思うのではないですか。だから、それであれば、設計業者にきちんとね、そういう対応策を考えさせるべきだと、瑕疵担保の範囲でね。

というのは、うちの議会は、何年前でしょうね、藤城の小学校の改築工事のときに、やはり体育館で相当結露が発生しまして、これは設計業者の責任できちんと換気扇を増やしたり何だりして、その対策をやってもらっていますよ。

ところが、今回の場合は、はっきりそういうカビが生えている、水をどんどんポンプで排出しなければいけないという現象に対しては、何ら業者が負うことなく町が対応していると。除湿機も町のお金で買って、電気代も町が払う、排水のポンプの電気代も町が払う。ずっと続くのですよ、この先。

これは、造り方に問題があったのではないかというのが私の今回の問題の中心になっていることなので、その辺の対応の仕方をもう一度きちんと答弁を願いたいと思います。お願いします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） それでは、順にお答えしてまいります。

まず、地下ピットといたしますか、ポンプを設置した理由についてでございます。体育館工事の際には、工事が竣工したのが平成28年2月と申し上げますが、体育館工事の際には、先ほど平松議員もおっしゃっていたとおり、ボーリング調査2か所してございまして、地下水があるということが分かりましたので、その対応をしているということで、体育館を建設している最中には仮設工事として、水替えとしてポンプを設置した。建設工事が、水の影響により進まない困るので建設工事の水処理のためにポンプを設置したということでございます。

また、体育館周りには透水管を布設しまして、工事に影響のないようにということで進めているところでございます。あとは、体育館の建設工事の中でも、基礎のコンクリートを、地中に入る部分のコンクリートの止水ということ

も対策をされているようなところでございます。

その後、体育館ができてから、1年後に1年点検として、建物を建てたときにはそのような点検をしているわけでございますが、その際には、地下水が確認されていなかったということも事実でございます。その後、平成30年8月に地下ピットに地下水があることが分かって、ポンプというような考え方になってございますが、その際も、渡り廊下のところの湿気が結露がひどいという状況があって、その原因を探るべく地下ピットを確認したときに地下水が判明したわけでございますが、今それがポンプを入れたことによって、ピットの中に地下水が常時入っているということがないということで、良化というか、ある程度ポンプの効果があったということも事実でございます。

工事の中で、地下水が分かったということで、その後、体育館の工事については止水対策をしながら、ポンプについては仮設工事になりますから撤去して、透水管だけは周辺の水を地下水の対策のために、そこは埋戻しといたしますか、その対策をしたというところでございます。

その後、平成30年8月にそのような状況、地下ピットに水が入ったということの状況の中で、3者、町、設計業者と施工業者と協議を行って、ポンプを設置したということでございます。

このポンプにつきましては、大中山小学校の建物の竣工、順番でいくと、体育館を建てて、校舎の北棟を建てて、校舎の南棟を建てたわけでございますけれども、その全部の建物の、プールは別ですけれども、校舎としてはそれで行っておりますけれども、平成30年7月に竣工しているということでございます。その後、体育館の1年点検等でも地下水の影響が、地下水がその点検の際にはないということで、平成30年のときに地下を開けたら地下水の影響があったということで、それについては想定していないと。工事の際にも想定されなかったということで、別工事でポンプを設置というような

流れでなっております。

カビの状況でございます。喚起が悪いということで、考え方としてどうなのかというところでございますけれども、その部分についても、今できる対応としてポンプを設置して、地下ピット内の地下水の対策だとか、それは地下ピットに地下水が入らないだけではなくて、周辺の地下水の水位を落とすということが大事になるだろうということでポンプを設置させてもらったのと、併せて、夏場の高温多湿の空気が流入することによって、体育館の器具庫も半地下みたいな形になっていますので、そこで結露が出ているだとか、渡り廊下の部分についても、少し空気の流れが悪いということでカビが発生しているというところもありますので、そこについても、今後、設計者とカビの状況をなくするように協議をしていって、今以上に悪くならないようにというか、対応を十分にしていきたいというところで考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 問題は、設計業者の責任なのですよ。現象として、壁にカビが生えているということは、その換気が悪いからですよ。換気のいいところにカビは生えませんが。だから、スイッチ一つ押すと体育館の排気ができる。その排気分をどこを通った空気が出ていくかなのですよ。1か所、2か所から出ているのであれば、ほとんど隅っこは全部空気が移動しませんから、カビが発生せるといことになるはずですよ。地下ピットがあるのであれば、一つ床に換気口をつけると、そこから空気を吸い出しますので、その辺のカビの発生は収まるのではないかと私は思うのですが、そういう対策をなぜ設計業者と協議している中でちゃんとした結論をださなかったのか。

それから排水もおかしいですね。透水管を入れたと、体育館のときね。そのまんまその水が下に行っていれば、全然ポンプの必要はなかったはずですよ。でも結果的にポンプの設置が必要になったと。これは誰が考えてやっぱり最初

からおかしい話だと私は思うのですが、あまりこの話、同じ話の繰り返しになると思いますので、最後にもう一回だけ、設計業者の責任はないというお考えなのですか。それだけ確かめて。お願いします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（悟楼 司） それでは質問にお答えしてまいります。

議員のおっしゃるところは、理解するところでございます。しかし、設計上は、そのようなことも検討していたところでございます。

ただし、一部想定外といいますか、そのようなところもあると思います。湿気については、オールシーズンではなくて、当然夏場の湿気と高温多湿な空気が入り込むというところで、湿気があるということでございます。

これは、どこの体育館でもあるかというところ、そうやってしまうと語弊がありますけれども、その対策については、大中山小学校だけの問題ではなくて、いろいろなところの対策としてやっていかなければならないということで考えているところでございます。最近、特に夏場については今年もそうでしたけれども、北海道も温度が高くなってきているというような状況がありますので、設計での条件以外のところで、そういう状況が今北海道でも起きているというところで考えているところでございます。

ポンプにつきましても、体育館工事の際には、建物に対する止水対策をしっかりと行ったということで、1年点検のときには地下水については確認できていなかった、これも事実でございます。

ただし、平成30年8月に湿気があったことから地下ピットを確認したら、そこに水が入り込んでいたということでございます。これも事実でございます。

そこら辺も、体育館の建築の際には止水対策も十分にやっていたというところで、私どもは理解してございます。ただし、それ以外の想定できなかったところで、周辺の地下水の水位が上がったことによってピットに流入したということが考えられたものですから、七飯町として



ポンプを整備したというものでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

そういうのもあって、七飯町としては設計者の責任のみではないということで、瑕疵担保については、今のところ考えてはおりませんということで答弁したいと思ひます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 最後一回だけ。

今動いているポンプは別工事で発注なさったということで、これはお幾らの工事だったのか、それだけ教えてください。

それと、できれば1年間の電気代、どのくらいを想定されているのかですね。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） それでは、再質問にお答えしてまいります。

ポンプ工事につきましては46万4,400円だったと思ひます。

電気代につきましては、手元に資料がなかったのですけれども、そんなに年間大きな電気代ではなかったと認識しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、2問目に移りたいと思ひます。

町立学校や公共施設の冷暖房等についての質問であります。

今年の夏は、学校を休校にするほどの高い気温が記録され、道内では熱中症で児童が亡くなるという痛ましい事故も発生しました。

「コンパクトシティ」、「ゼロカーボンシティ」など、環境保全や循環型社会の構築に向けた活動を行う中で、近郊では、学校へエアコンなどを設置する計画が進行しているところも多いです。

七飯町も、学校や公共施設に対しどのような温暖化対策を行なっていくのか、検討を迫られており、長寿化計画とバランスの取れたライフサイクルコストの低減につながる本格的な検討を速やかに行う必要があるというふうに思ひます。

そのためには、自然由来のランニングコストの少ない方式についても、しっかりとした検討を行う必要があるとの考えを基に、次の点について伺います。3点あります。

1、湧水や地下水を使つての冷暖房を行い、使用後の余り水を防火水槽やプールなどへ利用することについて。

2点目は、木質系バイオマスボイラーの導入について。

3点目は、今後計画される公共施設の建設や改修を行うに当たり、ライフサイクルコストを検討段階でどのように位置づけし、最終確定させるのかについて伺いをいたします。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） 初めに、公共施設全般に関わることから、私からお答えさせていただきます。

1点目について、公共施設への地下水等を利用した冷暖房については、様々な冷暖房設備の一つとして認識しており、公共施設の用途にもよりますが、その機能や効果に加え、経済性等も含め、研究、検討に努めてまいります。

2点目について、木質系バイオマスボイラーは、七飯町内の一部公共施設の暖房用として導入実績があります。チップボイラーは、その燃料を周辺から安価に調達できればランニングコストの低減が見込まれ、同時に脱炭素の取組として評価されますが、一方で、燃料の保管場所など、設備のスペースや費用がかさむ懸念もあり、導入には優位な財源確保も必要と認識しているところでございます。

3点目について、公共施設の冷暖房等を整備する際のライフサイクルコストの位置づけと決定についてのお尋ねでございますが、ライフサイクルコストの低減を図るには、企画、設計段階から全費用を総合的に把握することが必要となります。特に大規模な公共施設の建設や改修にあつては、冷暖房設備を低価格で調達できたとしても、使用する期間中のメンテナンス費用や廃棄時の費用まで考慮しないと、総合的に見て高額となることもあり、インシヤルコストのみならず、ランニングコストを含めた総合的な

費用の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 地域材利用の観点から、2点目、木質系バイオマスボイラーについてでございますが、国、北海道の方針見直しなどにより、北海道方針の改正内容に即して、令和5年5月に七飯町地域材利用推進方針を改正いたしました。公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとしております。

また、木質バイオマス燃料は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないカーボンニュートラルな特性を有していると考えられます。現在、町内にボイラー用燃料材のチップやペレットを製造している製材事業者がないなど課題はありますが、他の自治体内の事業者からの供給などを含め、燃料材の安定的な調達、環境面、維持管理やコストなどを考慮しつつ、設備更新時や新設時には検討材料の一つと考えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 地下水とかを使った方式というのがあるので、ぜひしっかり検討していただきたいなと思います。

1問目で質問しました、水がどんどん湧いているという状況ですから、この水を使わない手はないなど。

ちなみに、大中山小学校で今くんでいる水の温度というのは14度です。年間通してそのぐらいですから、非常に冷房には向いている水かなと思いますので、ぜひ真剣に検討していただければと思うのがまず1点。

それから2点目で、木質系のバイオマスボイラー、これは確かに大中山小学校で、私が何回も質問したのもあるのかもしれませんが、使ってもらっています。ただし、役所の考え方というのは、チップかペレットかというこの二択なのですよね。というのは、国の補助金は、この2点しか出ていないのですよ。

実際に調べましたら、まきのボイラーというのもあるのです。要するに、切ってきた木をそのままボイラーにくべて、お湯を沸かせる、熱風を起こせるというボイラーもあります。オーダーを受ければ作るというところも多いです。これは、国の補助制度に多分引かかるのか引かからないのかが難しいことなのですが、これであれば、例えばチップ作っている業者がないとか、そういうことを考えなくていい。まして、ペレット、チップというのは、それを作るための装置なり、コストがかかりますから、山に行って木を切ってきて、それを直接燃やせるボイラーが適用できるのであれば、がらっと考え方が変わらと思うので、この点について、もう一度答弁を求めたいと思います。

それから、3点目なのですが、ライフサイクルコストという言葉が大分前から当町でも使っていますね。それで、令和4年12月に七飯町地球温暖化対策実行計画をつくられています。この事務事業編というものを更新されているのですが、この中の扱いに、私が今言いました、そういうまきのボイラーだとかということがどうも入っていないように思うのですが。

もう一つ、これは大分前からですが、七飯町地域材利用推進方針というのを七飯町は持っています。これには、はっきり公共施設には木質系のバイオマスボイラーを使いますというふうに入っているのですが、これをそのとおり実行したのは大沼のサッカー場のクラブハウス1か所のみと。この後造った公共施設には一切検討された跡もない。小学校では初めて入れたけれどもね。

この辺どうなのでしょうね。本音と建前ということがあるのでしょうかけれども、こういう方針をつくらなければ国の補助制度にエントリーできないというのがあるのでしょうかけれども、実際問題これだけ山があって、それを使うと確かにコストはかかるように見えます。山に行って、木を切り出してきてね。ところが、それで済む話なのですよ。地産地消ですよ。ペレットだ、何だとなると、そういう業者を、工場をとという話になるのですね。

もう少し低いレベルといたら変ですけども、やれることを前提に、将来どういうことが一番安くて、町の例えば雇用につながったり、公共施設のランニングコストの低減につながるか、これをどういうふうに押さえているかをお聞きしたいのです。ライフサイクルコストという言葉は最初から使っていらっしゃいますけれども、判断基準にそれが本当に生きていますか。そのことを答弁願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） それでは、私の答えられる範囲から、まずお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の地下水の部分についての検討でございますけれども、このたびの一般質問ある中で、私のほうでも湧水、地下水の利用についてちょっと勉強させていただきました。

私のほうでちょっと押さえた内容でございますと、地下水エアコンというのが用途なども選ぶというのがございまして、たまたま私が分かっている範囲で言いますと、工場の冷暖房ですとか、あと作業場の冷暖房に使用されているといったところでございます。

また一方で、体育館の冷暖房なんかにも使用されているというような状況も事例として見受けられましたので、公共施設の整備に、また改修に当たっても一つ、地下水というのは自然由来のエネルギーでございますので、今後具体的な検討というのも、建設時また改修時には必要になってくるのかなというふうに思っております。

続いて2点目でございます。

チップやペレット以外にまきのボイラーというようなことでございました。実際にまきのボイラーを設置するとした場合、まきのスペースだとかもございまして、イニシャルコストの部分もなかなか今の段階では、いいのか悪いのかというところの判断はつきませんが、具体的に検討になるのかなと思います。

続いて、最後3点目のことでございましてけれども、町全体等を考えた場合に、コンパクトシティ、ゼロカーボンシティなど環境の部分での

問いかと思えます。

地球温暖化に関する実行計画の中で、まきのボイラーだとか、あと農林水産課のほうで所管している計画の中でも、地域材ということで森林の資材を森林等をどのように活用していくかといった部分がトータル的に、実際には総合的に検討されているといったところはまだ不十分かと思っております。

今の部門で言いますと、環境生活課もそうですし、森林の部分でいうと農林水産課の部分もございまして、公共施設の改修等に当たりましては、連携しながら具体的な方法というのを積み上げていくといいますか、検討していくことが必要だというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 2点目でございます。

議員のおっしゃるとおり、まきのタイプのボイラーも活用されているところというのがあるかと思えます。このまきタイプになりますと、チップ、ペレットなどと違まして、原材量が少し大きいままという形になりますので、維持管理性とか日頃の燃料投入などの管理性といったところを考慮、検討しながら、そういったボイラーの導入も検討材料の一つと考えられるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ぜひしっかり検討して、結論を導いていただきたいと思えます。

それでは、3本目に移ります。

既設公共施設建設工事等で発生した問題解決についての質問であります。

道の駅「なないろ・ななえ」で改めて発見されました地下水処理や浄化槽の処理能力問題、あるいはいつ解決するのか全く予想がつかない借地問題。そして、大中山小学校でも地下水処理の問題など、解決することもなく、対応処理に誰が責任を負うのかも示されないまま、時間が過ぎてきました。かかる経費は全て、何も責任

を負う必要のない町民が負担することは許されないことと考えます。

これらのことは、その時点で解決していなければならない問題で、新たに発見された事案は我々世代が解決をし、これからの後継世代に引き継ぐべきではないと考え、次の点について伺います。

1点目、道の駅借地料や地下水処理などの諸問題が解決までにかかる経費を前町長に請求することについて。

2点目、今後このような問題が発生した場合、行政改革を執行する立場の町長としてどのように対処するのかについて伺いをいたします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 道の駅事業用地に係る土地の賃貸借については、道の駅事業を進めるに当たり、用地取得に向けて地権者と交渉してまいりましたが、地権者からは道の駅事業に対しては協力はするが、土地を今すぐ売却はできないと回答がありました。

町としましても、当該土地が道路から道の駅への出入口に当たることから、まずは令和19年3月31日までの賃借期間として契約を進めております。当時、事業を進める上で最善の策であったと考えております。

町としては、用地購入の方針は当初から変わっておりませんが、あくまで相手のあることで、現在は年に一度契約の更新時に交渉させていただいておりますが、まずは現契約をお互い履行することが最優先と考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

また、地下水処理などの対策についても、当時の対応が最善策であったと考えており、地中でのことやトイレの利用形態の変更など、その都度状況に応じて対応しております。その時点で全ての課題が解決することは困難なことで、様々な事象にその都度対応し、課題解決に向けて議員の皆様のお力もお借りしながら努力していくことが必要と考えますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 道の駅事業用地の借地や地下水処理などの諸問題につきまして、商工労働観光課長答弁の経過であり、前町長に対してその経費を請求することは考えておりません。

また、今後このようなことが起こらないよう責任を持って町政運営を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 細かいところから再質問させてもらいますけれども、道の駅に関しては、計画段階からいろいろ議会側とやり取りがありました。ただし、道の駅の開業という前提条件を譲ることなく工事も進めたというふうに我々は解釈をしています。土地の取得に関しても、ほかを選択するわけでもなく、最初からこの土地ありきということで進んでいます。

そこでお尋ねしますが、道の駅の基本構想をつくったときに、あの場所でこういうふうになりますという基本計画が発表されました。概要版に書かれていたことですが、噴火や風水害の発生時に被災者の避難場所や支援物資の拠点となるというふうに書かれています。さらに、24時間駐車場、それからトイレ24時間ですね、それから非常用電源をこの場所で確保すると。そして、年間の入込客数は90万5,457人というのが基本計画の中でうたわれている話です。

そこで伺います。この基本計画ができたときには、あの場所にプレロードをして、地盤の締固めを行った後に道の駅を造るという流れになりましたが、最近、常任委員会でのやり取りなんかを聞いていましたら、今できている道の駅のフォーメーションというのが最終設計であるという説明を我々議会側は受けています。ただし、プレロードの設計をしたときには、私は違うという解釈で何遍も質問しているのです。結局、途中で変えているのですね。最終的な道路の高さを、駐車場の高さを、変えているのです。

その結果どうなったかといったら、水害が起

きたとき、要は、洪水が起きたときには、あの駐車場は水没するというふうにはazardマップにはっきり、七飯町で作ったマップの中に記載されているのですよ。道の駅をあそこに造るといった計画は、そういう風水害の発生時に対応する施設だということで造ったのに、できてしまったら、洪水になったら、あそこには車は入れません、使えません、こういう矛盾ですよ、最初から。

それと、浄化槽の問題が、床面積では330人槽ということでスタートしたのですが、スタートする前の計画というのは、年間に90万人、1日に直すと2,500人ですよ。それを330人槽の浄化槽で大丈夫だとスタートしていること自体もどうも合点が行かない。

何を言いたいかといたら、結局できてしまって、いろいろ問題があったときに、全部七飯町がまた新たに予算を組んでいますよね。今回の浄化槽の調査問題。それから地下水の問題も、三百何十万円の予算組んで、これから対応策を取りますと。ただではないですよ、これ、みんな。それから、先ほどの大中山小学校の問題も、四十何万円かもしれませんけれども、ポンプの工事を出している。

私たち一般庶民が、家を建てた、新しい車を買った。何か不具合があれば、全部クレームで造ったところ、買ったところに言いませんか、おかしくないかと。こういうことになると思って買ったんでないぞと。それがないというのが、私不思議で、この3本目の質問をしているのです。

なぜ、町側で対応するのですか。業者が設計した責任、施工した責任、ちゃんとそういう契約があるわけですから、それがどうしても履行できないというのだったらしようがないですよ。一切そういう検討なさっていませんよね。最初から、都合が悪いのは自分たちの予算を組んで対応しています。そこに問題があると思うのですよ。

ちなみに、今、七飯町というのは、第6次の行政改革大綱に入っています。第5次は平成28年から令和2年度までやりました。いろいろ

な取組をした結果、約5億円の行政改革効果がありましたというふうには報告書に書かれています。この行政改革に取り組んだ中身の中に事務事業の見直しというのがあります。町単独事業の抑制、各種発注業務の一元化、未利用資源の利用及び売払い、そして公共施設マネジメントの実施という項目が入っています。

いろいろな建物をどうやって、安くという言葉は書いていないですけれども、きちんと管理していこうかということが公共施設マネジメントの実施ということになると思うのですが、前町長がほとんどやった項目になりますが、一切合財見直しされないで、対応策の予算は新たに組むと。これはね、これから水道料金を上げるとか何とかと町民に負担をかける中で、発注者側のほうの責任というのが大きく問われる問題だと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

---

午後 1時51分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 建物の高さの関係でございますけれども、プレロードとか、いろいろ検討された中で、最終的に現在の高さが当初の設計の高さということで、当初から高さについては変わってはいませんので御理解いただきたいと思います。

また、トイレの関係でございますけれども、当初設計するに当たって利用形態、面積だとか、それから飲食ブースの面積ですとか、トイレの戸数だとか、それに基づいて300人槽という形で設計しております。

ただし、利用の形態が、当初来場者が大変込むということで、当初24時間のトイレは夜間トイレを別に設けておりましたけれども、そちらではなくて、今現在使っている日中も使っているトイレを開けるという形で利用形態がちょっと変わっておりますので、その分利用者が多いということもありまして、今のような形態になっているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） 先ほど質問の内容の中で、行政改革についてのことも御質問ありましたけれども、今現在行っているのは第6次行政改革事項ということで、この中には、第5次に引き続いて公共施設マネージメント化というものがございます。

この計画の公共施設のマネージメント化というのは、今後施設をどのような形で運用していくか、もしくは施設の在り方についてを検討していくもので、完成後の事象についてを再度改めて検証するといった中身ではなくて、今後進めていくものの方針を示したものとなっております。

今現在の公共施設マネージメントの考え方につきましては、既存にある公共施設を複合化、

もしくは集約化して再利用を図る、もしくは現在建物で建ててあるものについては民間賃貸住宅へ移行など、そういうものについての方策や方針を示しているものであって、第6次については公共施設の休館日の見直しなどについて触れたものでございます。

ですので、質問にあった完成後の事象について、1件1件どうするか、こうするかといった中身のものまでを想定して策定したものではないということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 私がお聞きしたいのは、いろいろトラブルがあったときに、どう対応するかということが主ですよ。その一つ一つの事象どうのこうのでない。

例えば借地の問題に例を挙げれば、この上の車両センターの話も、何度も私、ここで質問しました。車両センターは当初から借地でスタートし、解決した理由というのは地主が亡くなりました。それで相続権を何人かが受けたので、皆さん売却をして分けるということで、ようやく解決したのです。その間に借地料金払われたのは3,900万円くらい払われたはずですよ。そのほかに、33年間くらいの地代金だったと思うのです。現時点での評価額で七飯町は土地を買ったんです。

だから、そういうふうになるから、道の駅で借地でスタートするには問題があるということをご一般質問で言いましたが、できるだけ早く解決をしますと言ったまま、町長は辞めていった。4期やられてからの退職金をもらっていつているのです。20年間の借地料金は5,500万円の契約をしているのです。早く解決する気があるのだったら、もっと短期でよかったのではないですかということをご一般質問しましたが、20年の契約でと言われたのでそういうふうになりましたという答弁でした。

これ全部町民につけを回しているのですよ。だから、早く解決しなければいけないと。3問

目の質問というのは、小さくても、大きくても、そういう問題をどう解決するかということ町長に問うているのです。

建物を造った、不具合があった、ある学校ではちゃんと業者が対応した。ところが今回、道の駅、大中山小学校、全部七飯町が対応しているではないですか。そこをどうするのかという質問に答えてもらいたいと思います。町長。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今、道の駅の事業に関しましては、当初設置する段階から借地の部分で地権者と協力していただきながら進めてきているというようなことで、20年間の賃借の契約を結んでおりますので、これにつきましては、誠意を持って毎年売却の部分の確認をしながら契約更新をしてきているという状況でございますし、平松議員がおっしゃるとおり、1年でも2年でも早く借地が売却していただければ、経費のほうも安くできるということもございますので、その部分には私も引き続き誠意を示していきたいというふうに思います。

また、施設の建築後の修繕だとか、そういう不具合だとかにつきましては、責任を持って対処できるように、これからも庁舎内で議論をして検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） これからというのは、確かにまあまあ分からない表現ではないのですが、例えばポンプのお金、これは小学校にしても道の駅にしてもそうですよ。浄化槽をどうするかというのも、今これから予算を組んでどうやって対応するかと。このお金を、設計業務あるいは施工業者のどこに責任があるのかは分かりませんが、きちんと追求して、七飯町が払いますではなくて、最初からおかしかったのではないですかという一義的なところが抜けていると私は思うのですよ。そうではないですか。

先ほども言いましたけれども、新しいものを買って、最初からおかしかったら、自分でどう

やって直したらいいかとインターネットで調べますか。買ったところに行って、これ、おかしいのだけれどもと言うのが普通ではないですか。七飯町は、そこが抜けているのでおかしいと思うのです。いろいろ調べた結果、これは業者に瑕疵担保責任がないのであれば、予算組んでやるのは分かりますよ。どこから見たって、業者の最初からの計画の仕方がおかしかったのではないですか。そこを問うているのですけれども、どうなのですか。

これからそういうふうに検討します。そんなのは、やらないと言っているのと同じですよ。今ははっきり問題がこうやって提起されているわけですから、それに対して我々が対策費を捻出する前にやることあるのではないですか。それに対するの答弁を求めます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 例えば道の駅の水の件につきましても、これは町のほうで一時的に対処しているわけではなくて、きちっと設計業者とか建築業者含めて議論して、検討した上で対処してきておりますので、これまでもそうですし、これからも、そういう部分にはしっかりと責任を持って関係者と議論をして、それぞれの責任も負っていただきながら今後も対処していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 予算をもう執行していただきますけれども、三百何十万円という道の駅の調査費というのは、もう我々承認をしているのですよね。もうそれは業者に行くお金ですよ。だから、その前にやるべきことが抜けていたという思いで今質問しているのです。

分かりますか、言っていること。いろいろ調べて、どうしても七飯町でやらなければ駄目な案件ですということが決まったのであれば、納得しますよ。だけれども、最初から水のレベルは高い、その中でマンホールの蓋をあげれば水がだっぷりたまっていると。そういう設計でなかったというような説明がいろいろあった。

浄化槽もそうです。たくさんの方が予想外に利用したので、間に合わないで、その対策を何千万円もかけてやろうかという話をちょっと検討していたみたいですが、もともとの計画というのは90万人からの人の対応をしますという基本計画だったのですよ。その前提条件を変えた設計で施工したわけですよ。それで足りない分を今七飯町が何とかしなければいけない。だから、順番が違うでしょうと。

設計条件どおりにやっていれば、こんな問題起きていないはずなのですよ。今起きているのですよ、これからどうなるでなくて。これに対して町長はどう考えているのですか。

私は、前の町長が全てこういうことをやらなまま来たので、彼の退職金で払ってもらいましょうと。からもらっているのですよ、4期やって。いいのではないですか、ちょうど。そういう請求する考えもないですか。全部今の我々が背負ってやっていくのですか、この問題解決を。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 道の駅の部分の水処理についても、当時、実施設計して、そして事業が竣工されて、そしてその後水の問題が出てきて、それに対して話し合った上で対処してきて、今回町のほうでそういう意味で実施設計を出して水処理の対処をしていくというようなことですので、これまでもそういう意味では話し合いをしながら進めてきたことをごさいます、これからは責任を持って対処していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 議会と理事者側というのは車の両輪だという表現がよくされてきました。就任のときにもそのような発言をされています。私は、アクセルとブレーキだと思っています。こういう問題が起きたときに、誰かがきちんとブレーキをかけないと、負担は全部町民の将来にかかってくるわけですよ。だから問題が発覚したときに、どうしてなのか、誰が対応

しなければ駄目なのかということをやらないことが問題だということで、今しつこく言っているのですよ。だから、その責任をきちんと追及した上で議会にこれだけの予算を承認してくださいとかと言ってくるのなら、それは議会も町民も理解できるものがあるかもしれませんよ。

だけど、普通に考えて、水のレベルは昔から何も変わっていないのです、どっちも。最初のボーリング調査のデータで水の高さが出ているのです。それに問題のあるような構造物を造ったから水が出ているのですよ、どっちも。

だから私は、最初の設計に責任がある、瑕疵があると。それに対してどう対応するのですかということを知っているのですよ。水が出てきて対応したというのは、それは我々の責任ではないのです。設計したほうに、その水の中に造る構造物が耐水性がなかったものを造ってしまったから水が湧いてきているのですよ。これから永劫未来ずっとポンプを回さなければ駄目なのです。その責任は施工業者、設計業者にあるのではないですか。

答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） その件につきまして、これまでそういうふうにして現場の確認をして、庁舎内でも話し合っ、設計業者とも話し合った上で、今回それを踏まえて町のほうで責任を持って対処していくというふうに決めましたので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 何遍言ってもそういうお考えでしたらね、これ以上の答弁は出ないと思いますけれども。

普通に何千万円、何億円もする買物をした人は、問題が起きたらクレームですよ。自分で予算を銀行から下ろしてきて、さらに工事発注なんかしませんよ。どうもそこがはっきり答えが出ないというのは非常に残念ですが、これ以上聞いてもしようがないと思いますので、



終わります。

○議長（木下 敏） 今、平松俊一議員の一般質問の中で、前町長の の退職金と、今は町長でもない個人なので、私としては、ちょっとこのまま会議録に残すのはどうかと思いますので、暫時休憩して、議会運営委員会を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時41分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中川友規） ただいま議会運営委員会で協議した結果、平松議員の一般質問の中で、前町長の退職金の金額の発言がありました。平松議員の申出により、その部分に関しては削除をするという結果になりました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ただいまの議会運営委員会の報告のとおり、平松議員の発言の一部を議長の職権において削除いたします。

それでは、通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、3問、質問させていただきます。

最初の質問は、七飯町の医療体制の維持をということであります。

七飯町内には多数の病院があり、町民の健康維持の活動をしておりますが、この間、大沼地域では内科を主に診療を行っていた個人病院が診療を中止しており、地域の内科の診療に影響が出ております。その後、本町では耳鼻咽喉科、大川では皮膚科を主に診療を行っていた個人病院が相次いで診療を止めております。

函館市内の病院に通院することになると一日がかりの通院となり、住民には大きな負担となっております。

町として、町民が町内で診療を受けられないこうした状況について、どのように考えておら

れるのか、改善する取組は考えられないのか、お伺いいたします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

議員の御質問にありますとおり、現在、町内の一部医療機関においては、医師の高齢化や様々な諸事情等によりまして休院、閉院に至っている状況でございます。

このことを受け止めまして、当課としましては、町内の医療機関で構成されているななえ会及び七飯町地域保健医療対策協議会と情報を共有し、また、渡島医師会や各医療機関などから有効な御助言がいただけるよう、これらの課題改善に向けた取組を現在行っているところでございます。

特に、町内地域医療の根幹的位置づけとして運営を行っていただいております函館厚生院ななえ新病院に対しましては、同様の現状報告を図るとともに、函館市内系列病院から非常勤医師の派遣に係る体制の可否等について相談させていただくということも検討しており、今後も町内医療体制が維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今の答弁で、対応の方向で考えて進めているということであります。

一番可能性があるのは、いろいろあると思うのですが、一つは、こうした診療を辞めた病院の施設をそのまま利用して医者が来てもらえないかというような形で、例えば医師会に協力を求めるだとか、全国にそういう情報を発信して対応ができないかという方向が一つあると思います。

また、答弁の中でもありましたけれども、七飯町の新病院ですね、この施設の一部を利用して、例えば週1回でも函館のほうから医師を派遣してもらって診療をするというような方向も一つ考えられるというふうに思いますので、今答弁されたのは、質問が始まってからの動きですので、まだ具体的にどうかというようなこと

は分からないと思うのですけれども、その辺について再度。どのように今進めようとしているのか、もう少し具体的に答弁ができれば、お願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

まず、現在の町内の医療体制を確保するには、新たに新規の開業医に来ていただいて事業展開していただくというのが理想なのでしょうけれども、なかなか人口減少に伴って医師の数もだんだん地方から都会のほうにとシフトしている傾向もあるというふうに伺っておりますので、非常に難しい課題であるのではないかとこのふうに関係者からは聞いております。

ただ、診療を辞めた病院だとか、その辺は空き家にしていくのではなく、できれば再利用として活用していただければなという思いで、多方面の関係機関に御相談をさせていただくなり、そういうパフォーマンスをしていきたいなというふうに思っています。

また、ななえ新病院、大型病院につきましては、週1回程度そのような派遣で先生に非常勤で来ていただくとか、そういうことも含めて何とか実現できるように、こちらのほうもいろいろ要望活動を行うなどして対応していければなというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今質問の中で二つの方向の可能性が私のほうから提案をしたわけですが、その中で、町内でこうした診療を辞めたクリニックなどが三つあるわけですが、そういった施設が今どのような状況でそのまま残っているのか、例えば医療機器なんかもそのまま残っているのかとか、そういったもう少し詳しい状況を把握しながら対応していかなければならないかなというふうに思います。その辺について少し分かりましたら答弁願いたいというのが1点です。

それから、新病院の件ですけれども、一番可

能性があるのは、新病院の施設にそれなりの余裕といいますか施設的なスペースなりの余裕があるのであれば、函館のほうから、例えば五稜郭病院あたりから医師を派遣してもらって対応するというようなことも考えられるということなのですけれども、これに関しては、既に函館市内の病院でもこのような対応している病院があります。例えば勤医協の陵北病院、ここでは整形の医者がないのですよね。それで五稜郭病院のほうから週1回医師を派遣してもらって、整形の診療を実施しているということもありますので、こういう今の状況の中で、流れの中で対応する方法がいろいろ考えられるのではないかと思いますので、その辺についてもう一度、最終的に答弁をいただければと思います。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） まず1点目の診療を辞められたクリニック、その施設の状況はどうなっているかということなのですけれども、これについては、病院施設自体は休業されて、器材等撤去されている病院もあれば、そのまま残っているだろうというふうな、その辺ちょっと詳しい状況がなかなか見えないのですけれども、使える病院については、そのまま機械だとかも置かれているような、そういう状況が垣間見えるような施設もありますので、そこはちょっと調べられる範囲で今後いろいろ調査していきたいなというふうに考えております。

また2点目の新病院のスペースだとか、そういう受皿となるような空間があるかどうか、医師を派遣してそういうことが実現可能かということも、先方の総合病院のほうのいろいろ経営状況等あると思いますので、メリットを感じていただける診療科目であれば、病院のほうで対応を検討していただければと思いますし、なかなか利益として上がらないような科目であれば、町のほうとしても何らかのパフォーマンス、支援をして受皿として対応していただくという可能性もあるかと思いますので、ここは将来的な医療体制の確保に向けて、いろいろ検討協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） ぜひ頑張って進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2問目に行きたいと思います。

自衛隊への個人情報提供問題についてであります。

七飯町は令和2年9月、当時の町長であった中宮町長と自衛隊函館地方協力本部長との間で個人情報に関する覚書を交わし、町内の18才と22才の住民の個人情報の提供を行ってきております。

今回、町長も代わって、その状況の中で、こうした覚書を継続させ、さらに今後も個人情報の提供をし続けるのか。これについて、杉原町長の見解を伺いたいということでありまして、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、お答えしてまいります。

さきの第3回定例会での答弁と重複してしまっていますが、まず、自衛官募集事務については、自衛隊法第97条第1項において、市町村の法定受託事務とされており、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官の募集に関し、必要があるときは市町村長に対し資料の提出を求めることができると規定されています。また、令和3年2月5日付、防衛省総務省連名通知にて、市区町村の長が当該提供資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは住民基本台帳法上特段の問題を生じないことが通知されています。

なお、個人情報保護法との関係においても、前述のとおり、法令に基づく提供であるため、適正な情報提供です。

以上のとおり、この情報提供は、法令に基づく適正な事務であることから、七飯町としては、防衛大臣からの依頼があった場合は、今後も同様に情報提供を続けるものでございますが、さきの第3回定例会にて上野議員より御質問のありました情報提供を望まない方のための除外申請につきましては、既に広報ななえ、町

ホームページやSNS等で周知のうえ、10月12日より実施しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今答弁いただいておりますけれども、要するに、情報の提供は、自衛隊法の中で情報提供を求めることができるということになっております。これは義務ではなくて、できるですから、市町村長がどう判断するかによって対応がいろいろありまして、全国でもこういう情報提供をしている自治体は増えてきてはおりますけれども、まだ4割近くの自治体はそういった形での情報提供をしているわけではありません。

ですから、この問題に関しては、住民の大事な個人情報を自衛隊のこういう募集に対して提供するということは、今の日本の情勢の中では本当に危険な方向に人材を提供するというふうにも考えられます。

例えば、今回こういう形でやってきた情報がいろいろ問題になるのは、一つは、今の日本が今の政府の動きの状況から見ますと、戦争する国に向かっていと言わざるを得ないような動きになっております。特に岸田政権は、敵基地攻撃能力の保有というような形でやっておりますし、アメリカ軍の部隊に編入された形でアメリカ軍は先制攻撃を旨としている部隊ですので、それと一緒に行動するということは、本当に日本が戦争に巻き込まれるという方向に向かっているとしか言えない状況であります。

そういう中で、こういった住民の個人情報を提供し、自衛隊の兵力へという形で人材を提供するということが自治体ですね、七飯町が協力するということになるということで、非常にそういったこの間の、七飯町ではないですけども、日本の国が平和憲法を設けた経緯を考えますと、またこのような危険な方向に向かうことに一定の危惧を抱かざるを得ないというふうに私は思います。

そういった点で、今の答弁ではちょっと私は納得しかねるところがあります。特に町長が代わって、前町長のそういった動きに対してその

まま継続するということに対しては、ちょっと私たちは納得がいけないということがありません。

そういう中で、こういう今の動きの中での個人情報の提供、これは今回これまでやっていなかった個人情報を提供することを求めない人に対しての対応も考えていると、実施するという方向は打ち出しておりますけれども、その方法に関しまして、今のような答弁の中身ではちょっと危惧を覚えざるを得ないというふうに思います。

というのは、対象になる全対象者に対して、十分そういうやり方で個人情報の提供に関して本人がどう考えるかと。提供を望まないという意思を表明するに当たっては、十分対象者にそういう情報が伝わるということが前提になるわけですが、今の答弁では、非常にその辺が十分伝わるような方法ではないのではないかとこのふうにも思います。その辺について、再度お伺いしたいなと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、再質問にお答えしてまいります。

まず最初におっしゃられていた自衛隊法等の関係なのでありますが、確かに議員のおっしゃられるとおり、町としては個人情報の提供は義務ではなく求めることができるという規定になっております。町としては、それに従う義務としては存在しないのですが、先ほどの答弁と重なるかもしれないのですが、住民基本台帳法等、法律上に特段の問題も生じておりませんので、情報提供に一切の違法性はございませんので、問題ないというふうに捉えております。

あと、町長が代わったのでという件なのですが、この覚書なのでありますが、前町長が当時の町の代表権者として締結したもので、この覚書の効果、締結の効果は、前町長個人ではなく町に帰属しています。つまり、前町長個人が締結したのではなくて、町として覚書を締結したことになるので、町長が代わったとしても、七飯町としての覚書は引き続き有効

であり、再検討、再締結等する必要はないと考えております。

最後に、対象者の周知についてなのですが、こちらの除外申請の制度は10月12日より実施しております、11月号の広報にまず掲載しまして、そのほかSNSですとかホームページでも周知しているのですが、制度は今回初めてということで、まだ完全に周知は行き届いていないかなというふうに感じておりますので、来年1月号の広報に再度載せて、引き続き周知を図っていきたいというふうに考えておりますので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 情報防災課長が答弁したとおりでございますけれども、私は去年から町長に就任いたしました、この考え方も継続はしておりますけれども、あくまでも個人の意思を尊重するというのでございまして、その上では除外申請を受け付ける形で、もう10月から手続できるようになっております。

また今、課長のほうから答弁あったとおり、広報だとかホームページだとか、またそういう周知のほうも徹底してまいります、これ自体、電子申請も可能というようなことで、出向かなくても電子申請で手続ができるというような形でございまして、そういう意味で個人の意思を尊重してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、町長のほうからも答弁いただいておりますけれども、基本的に情報提供を続けるというような方向の答弁だったと思います。

個人情報は、人格の一部だということで、行政機関にあつては個人情報の保有、管理に関して住民を個として最大限に尊重するという立場に立たなければならないという考えがござい

ます。そういったことでいえば、従来、個人情報保

護の委員会で判断をしてということでしたけれども、委員会では情報提供することにオーケーだという判断を下して、それ以来ずっと提供をしていっておりますが、これは最終的にはもう少し広い人の意見といたしますか、住民の声などを聞いた上で今後の方向を打ち出す必要もあるのではないかとこのふうにも思います。

とにかく、今回はこういう形で実施を続けると。ただ、その場合に個人情報に関する除外申請といたしますか、これを新たに設けるという形での実施という形で、一歩前進ではあるのですが、今言われた広報だとかSNS、ホームページ、そういうところにこういう除外申請の制度があるのですよということを住民に知らせた上で実施していくということなのですが、どれだけ多くの対象の18歳、22歳のこういう若い世代に伝わる情報の伝達方法なのかどうか、その辺も今回の実施状況を踏まえながら、さらに改善という方向を進める考えはあるかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 上野議員のおっしゃるとおり、今回初めて行っている制度でありますので、実は今現在、除外申請がまだ1件も出ていないのですけれども、再度周知等を行いまして、本年度実施し、もし反省点等ありましたら、今後もその反省点を踏まえて改善等していきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、3問目に行きたいと思います。

福祉灯油助成事業についてであります。

七飯町は、これまで非課税の高齢者世帯、非課税の障がい者世帯、非課税のひとり親世帯などを対象にして福祉灯油の支給を行ってきております。

助成額は、近隣の自治体の中で最低の5,000円という支給だけでありました。また町は、例年50%近くしか申請がないということで、予算も本来の助成対象世帯の50%を超え

る程度の予算しか計上しておりません。来年度の予算化に当たっては、町内のこうした非課税世帯への福祉灯油について、町は支給額の改善をする考えはないか。また、支給対象者と考えられる世帯に、基本的に対象と考えられる全世帯については支給する方向で努力するという方向での考えはないか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、支給枠の改善をする考えはないのかとの御質問についてですが、灯油価格については、本制度の条例を制定した平成25年度の助成機関における経済産業省が調査した灯油配達価格1リットル当たりの最高額111.6円と比較し、大幅に価格が上昇していなく、ポリタンク2個分を目安にある程度の価格上昇にも対応できるよう、条例で助成額を5,000円としておりますので、来年度の予算化に当たって助成額を変更する考えはありませんが、灯油以外にも電気ガス食料品等の物価高騰が続いている現状にあることから、灯油も含めた物価高騰に対する非課税世帯等への支援策については、物価高騰対応重点支援地方交付金など、国や北海道の物価高騰対策や今後の物価の推移を踏まえ検討してまいりますので、御理解願います。

次に、全助成対象世帯へ支給するための取組に対する御質問についてですが、助成対象世帯として抽出している世帯の中には、例えば高齢者世帯で住民税非課税であっても同居者に課税者がいる世帯など本事業の対象外となる世帯も含まれていることから、申請率を100%とすることは困難であります。担当課として申請率を向上させるために、毎月町の広報紙で掲載を行うなどの周知活動を強化したことで、平成27年度から令和2年度までの平均申請率が51.5%であったのに対し、令和3年度は60.4%、令和4年度は60.3%と向上しております。

今後につきましても、申請率をさらに向上し

ていけるよう、ひとり親世帯などSNSを利用されている方をターゲットに町の公式LINE等を活用した周知を行っていくほか、対象世帯として最も多い高齢者世帯や申請に来られることが難しい障がい者世帯を担当している介護支援専門員等の支援者に対し、事業の周知と併せて代行申請の協力依頼を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 再質問したいと思えますけれども、まず、来年度のこうした福祉灯油の予算は幾らになっているのかということが一つです。

それから、その予算は、有資格と思われる世帯数に対して何%の申請ということでの予算化になっているのか、この辺について2点目にお伺いいたします。

それから、前年度の福祉灯油の申請世帯数は何戸であったのかということをお伺いしたいなと思います。

今、申請世帯の状況が、実際は対象と思われる世帯の中に住民税がかかる世帯と同居している場合には対象にならないよということでの全対象者とは言えないわけですが、そういう中で、できるだけ多くの対象者に申請をし、受給をしてもらうという方向が望ましいわけですが、だんだん引き上がってきてはおります。

令和3年の段階で、たしか55%ぐらいまでいったと思うのですが、令和4年度は何%の受給率に上がってきたのか。そして今後、来年度の計画の中でこれをどのようにさらに多くの人に利用してもらうように引き上げていく努力をするのか。先ほどの答弁では、従来のやり方と変わりが無いような感じがしました。その辺についても今後対応していただきたいのですけれども。

とにかく、七飯町の福祉灯油に関しては、渡島、檜山の17市町の中で最低の金額なのですよ。七飯町と函館市だけが5,000円という最低の金額の支給ということになっております。ほかの自治体は、七飯町と函館市以外は全

て5,000円以上なのですよ。5,000円以上1万円以下が11町、それから1万円以上3万円までが4市町があります。併せて17市町なのですけれども、その中で特に福島町なんかは全世帯に3万円の福祉灯油の支給をやっております。そういう状況の中で、七飯町の5,000円というのはあまりにもちょっと少な過ぎるのではないかと。改善の考えがないかということで、町長に伺っているわけですが、こういう実態を踏まえたら、それなりの改善の方法があつていいのではないかというふうに思います。

特に、今年度に関しては、様々な国の助成の支給がされておりますので、今年度は何とかそういう状況ではないのですけれども、来年度以降になりますと、そういう社会情勢が一変して福祉灯油に関しても本当に需要が高まる可能性があります。そういった点で、今の状況を考えると改善の方向、これは何とか、町長も代わっておりますので、新しい町長として前向きな方向での答弁をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 福祉灯油について、前向きなといいますか、上野議員が御指摘されているように、申請率が低いということは、結果、数値に出ているということでございますので、これは実務担当のほうもこの部分、既にいろいろな様々な方法を検討して、御案内と、それから申請方法なんかも、例えば申請手続きをこちらのほうから出向いて手続きするだとか、電子申請もあるだとか、そういうものも含めて、今改善というか申請数が増えるように検討しているところでございまして、まずは、金額の部分につきましては、従前からポリタンク二つ分というようなことで5,000円相当というような形で決めてきていたということもございまして。

今後それを皆さんに理解していただいて、申請が7割8割を超えるように手続きできるように、その部分は努力してまいりたいというふうに考えておりますので、今のところは60%まで手続の申請者が伸びたということござい

すので、これは平成25年の41.8%から見ると20ポイント伸びているということもございますので、そういう課題点を調べて、具体的にひとり親世帯の方々がなかなか手続きする時間が取れないのではないかなというようなことも調査した結果出てきておりますので、そういう部分も含めて広く周知して、手続を促進していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、私のほうから予算の関係なのですけれども、来年度の予算については、これから審議に入りますので、まだお答えはできないのですけれども、一応今年度につきましては500万円ということで、1,000世帯を目安に予算のほうを組んでいる状況になっております。

前年度の申請世帯数ですが、1,014世帯という状況になっておりました。

私からは、以上になります。

---

#### 散 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

---

#### 散 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時17分 散会